

第135回定例会

南部町議会会議録

令和7年11月28日 開会

令和7年12月3日 閉会

南部町議会

第 1 3 5 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (11月28日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第90号から議案第92号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 0
○陳情第 1 号	1 2
○散会の宣告	1 2

第 2 号 (12月 2 日)

○議事日程	1 3
○本日の会議に付した事件	1 3
○出席議員	1 3
○欠席議員	1 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4
○職務のため出席した者の職氏名	1 4
○開議の宣告	1 5
○一般質問	1 5

夏堀剛充君	15
松本啓吾君	25
沼畑俊吉君	31
小橋昭裕君	39
○散会の宣告	44

第 3 号 (12月3日)

○議事日程	45
○本日の会議に付した事件	46
○出席議員	46
○欠席議員	46
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	46
○職務のため出席した者の職氏名	47
○開議の宣告	48
○会議録署名議員の追加指名	48
○報告第15号の上程、説明、質疑	48
○議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○議案第97号から議案第100号までの上程、説明、質疑、討論、採決	55
○議案第101号から議案第102号までの上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
○議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
○議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	70

○議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○常任委員会報告	7 3
○委員会の閉会中の継続調査の件	7 3
○日程の追加	7 4
○町長追加提出議案提案理由の説明	7 4
○議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○閉会の宣告	7 6
○署名議員	8 1

令和7年11月28日（金曜日）

第135回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第135回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年11月28日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第 90号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 91号 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 92号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 陳情第 1号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼畑俊吉君	2番	夏堀剛充君
3番	小橋昭裕君	4番	工藤愛君
5番	松本啓吾君	6番	久保利樹君
7番	坂本典男君	8番	滝田勉君
9番	西野耕太郎君	10番	山田賢司君
11番	八木田憲司君	12番	中舘文雄君
13番	工藤正孝君	14番	根市勲君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤 祐直 君	副町長	佐々木 俊昭 君
総務課参事	西館 昌男 君	企画財政課長	菅谷 信也 君
交流推進課参事	下井田 耕一 君	税務課参事	松原 浩紀 君
住民生活課参事	夏堀 勝徳 君	福祉介護課長	戸室 正樹 君
健康こども課長	夏坂 和徳 君	農林課長	高森 正博 君
商工観光課長	川村 一成 君	建設課長	石橋 一史 君
会計管理者	宮崎 典子 君	医療センター事務長	佐々木 朋治 君
市場長	藤原 正利 君	教育長	高橋 力也 君
学務課長	北上 隆広 君	社会教育課参事	柳久保 正弘 君
農業委員会事務局参事	野月 正治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木 育子	総括主査	佐々木 慶
主査	松本 和香		

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第137回南部町議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配布のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（工藤正孝君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

去る、11月21日、議会運営委員会を開催し、第135回定例会の運営について協議しましたので決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告1件、条例など13件のほか、令和7年度各会計補正予算7件の21件であります。

一般質問は5名から通告があり「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、11月28日から12月3日までの6日間としました。

なお、会期中、11月29日、30日は休日のため、12月1日は議案熟考のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしく申し上げます。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番小橋昭裕君、4番工藤愛君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、11月28日から12月3日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から12月3日までの6日間に決定しました。

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

ただいま決定されました6日間の会期中、11月29日、30日は休日のため、12月1日は議案熟考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの3日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりですので、朗読は省略します。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、報告1件、議案20件、ほかに常任委員会報告などがあります。

日程により、それぞれ議題とします。

.....

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第135回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

まず、全国的に住宅地におけるクマの目撃情報が増加しており、当町においても収穫期を迎えたリンゴ園地のみならず道路や住宅街にも出没していることから、町民の皆様は不安を感じていることと思います。

町では鳥獣対策として、猟友会に対しパトロールの強化とわな設置などによる捕獲駆除活動を依頼しているところであり、今年度は現時点で、9頭のクマを捕獲駆除しておりますが、引き続き、対策の強化に努めてまいりたいと考えております。加えて、町民の皆様にも、動物の餌となるものを放置しないことや、家庭ゴミの適切な管理へのご協力をお願いするところでもあります。

さて、先月20日には、当町の秋の一大イベントとして定着しております「あおり鍋自慢」を、また、今月15日と16日には「南部町農産物フェア」を開催したところではありますが、様々な鍋や新鮮な農産物を求め、県内外から多くの来場者があり、大変賑やかなイベントとなりました。

また、昨年に引き続き、10月31日から11月3日まで、「法光寺の夜間ライトアップ」を実施い

たしました。

町内外から訪れた方々に、法光寺の夜間拝観を楽しんでいただいたものでありますが、紅葉とともに照らされた承陽塔や本堂、山門の美しさに、来場者から歓声があがっていたとのことであり、このように新たな町の魅力を発信する取り組みによって、さらに多くの方に南部町に興味を持っていただき、四季を通じて訪れていただくことを期待するものであります。

そして、今週末には「なんぶりんご市」が開催されます。美味しいリンゴを待ち望む、多くの来場者が見込まれますので、「果樹の里」南部町を町内外に発信してまいりたいと考えております。

さて、今年度の第45回危険業務従事者叙勲では、嶋守忠雄氏が防衛功勞により、瑞宝双光章の受章の榮に浴されました。

また、南部町消防団長の石橋薫氏が消防功勞により、本年度の青森県褒賞を受賞されました。長年にわたり業務に精勵された賜であり、心からお祝いを申し上げ、更なる活躍を期待するものであります。

次に、民間不動産会社による調査結果ではありますが、毎月19日に発表された「住み続けたい街」自治体ランキングにおいて、本町は昨年に引き続き県内第2位、東北版においても第13位から第9位に選ばれました。

また、「街の幸福度」自治体ランキングにおいては、昨年の県内第4位から、県内第2位、東北版においても第11位から第3位にランクアップいたしました。

さらに「街の住みこちランキング」においても、県内第12位から県内第9位にランクアップしております。

さらには2024年度のふるさと納税額についてありますが、これも県内第5位、町村部では第1位になっております。

これまで進めてきた手厚い子育て支援や物価高騰支援、なんぶちゅりバスなどの生活環境の整備、達者村事業による農業観光やグリーンツーリズムの推進、チェリータウン桜場の分譲や起業支援、新規就農支援をはじめとする移住・定住促進に向けた取り組みなどが評価され、ふるさとに対する愛着と誇りを感じていただいているものと考えているところであり、引き続き「ぜひ南部町に住んでみたい」「南部町に住み続けたい」さらには「南部町に住んでいて良かった」と思っただけのまちづくりに努めてまいりますので、議員各位、並びに、町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件ではありますが、報告1件、条例の制定等について

の議案が13件、令和7年度一般会計及び各特別会計の補正予算案が7件の、合わせて21件でございます。

順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

はじめに、報告第15号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」であります。令和7年5月12日、大字苫米地地内の町道で発生した物損事故に関し、損害賠償の額を決定し、相手方との和解を成立させることについて、令和7年9月12日に専決処分したものを、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

次に、議案第90号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、議案第91号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。町議会の議員並びに本職、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、青森県の改正に準じて改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第92号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定等に準じて、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに宿日直手当及び通勤手当の額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第93号「南部町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。職員等の旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとする等のため、青森県の旅費条例の改正に倣い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第94号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準に従って規定している条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第95号「南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。乳児等通園支援事業が創設され、全国展開されることによる児童福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を定めるものです。

次に、議案第96号「工事請負契約の締結について」であります。南部浄化センター水処理機械設備増設工事の請負契約について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第97号チェリーこども園、議案第98号なんぶこども園、議案第99号福地こども園、議案第100号あかね幼稚園に係る「財産の無償貸付について」であります。いずれも、平成28年度から実施した特定教育・保育事業の民営化により、事業を移管した法人への土地及び建物等の無償貸付期間が終了することから、継続して5年間の無償貸付を行うことについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第101号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」及び、議案第102号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」であります。いずれも、当該組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が、令和8年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要があるため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第103号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第4号）」であります。歳入歳出予算の総額に、1億4,032万5,000円を追加し、予算の総額を、134億3,744万6,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、まず1点目は、民生費であります。グループホームの移転に対し、運営法人へ交付する「地域密着型サービス提供施設整備事業補助金」として、4,150万円。国の単価増による「保育業務委託料と保育給付費」の支出見込の増額分として、3,242万2,000円。同じく、国の単価増による「学童保育業務委託料」の支出見込の増額分として、250万8,000円。「旧向保育所解体工事」のアスベスト等環境対策による増額分として、1,217万4,000円など、合わせて8,860万4,000円を計上するものであります。

2点目は、消防費であります。先人が消火活動の際に使用した腕用ポンプの保管庫設置工事費として、550万円を計上するものであります。

3点目は、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の人件費増額分として、各款の合計で3,416万2,000円を計上するものであります。

そのほか、繰越明許費に、旧向保育所解体事業を追加、債務負担行為に、令和7年度から令和10年度までの、公用車管理業務並びに令和7年度から令和8年度までの、統合型・公開型GIS導入業務を追加、地方債に、学童保育施設整備事業債を変更するものであります。

次に、議案第104号「令和7年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」であります。給食管理費と給食費の増額など、歳入歳出予算の総額に、43万6,000円を追加し、予算の

総額を1億8,643万6,000円とするものであります。

次に、議案第105号「令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。結核・精神疾病医療費特別調整交付金申請支援業務に伴う委託料の増額、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の増額など、歳入歳出予算の総額に、161万6,000円を追加し、予算の総額を22億2,365万2,000円とするものであります。

次に、議案第106号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人件費を増額するため、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、209万7,000円を追加し、予算の総額を28億6,672万9,000円とするものであります。

次に、議案第107号「令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。後期高齢者医療システム標準化過渡期連携対応業務に伴う委託料の増額、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人件費を増額するなど、歳入歳出予算の総額に、214万8,000円を追加し、予算の総額を3億211万2,000円とするものであります。

次に、議案第108号「令和7年度南部町下水道事業会計補正予算（第2号）」であります。収益的支出及び資本的支出の予算組み替えを行うもので、総額に変更はありません。委託料や光熱水費のほか、人事異動及び南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の増減額などです。

次に、議案第109号「令和7年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）」であります。受託販売代金の増額、人事異動及び南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人件費を減額するなど、歳入歳出予算の総額に、2億1,400万円を追加し、予算の総額を30億3,635万1,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました、議案の概要について、ご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおり、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、「南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任について」の案件を1件追加させていただきたいと思っておりますので、付け加えさせていただき、提案理由の説明いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第90号から議案第92号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

日程第5、議案第90号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第6、議案第91号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第7、議案第92号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第90号から議案第92号までの議案3件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） おはようございます。

それでは議案3件について説明いたします。

説明資料の5ページをお開き願います。

議案第90号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。青森県人事委員会からの青森県職員の給与等に関する報告および勧告に合わせ、青森県議会議員の期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて、南部町議会の議員の期末手当の支給割合を改めるもので、2の内容の表中第1条改正で、令和7年12月の期末手当を0.1月引き上げ、1.775月分とし、第2条改正では、令和8年6月と12月の支給割合をそれぞれ1.725月分として、同じ支給割合にするものであります。

施行日は、第1条改正は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用、第2条改正は、令和8年4月1日であります。

次に、6ページをお開き願います。

議案第91号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であ

りますが、議案第90号と同様に、青森県特別職の期末手当の支給割合が見直されることとなったため県に準じて町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるもので、支給割合、施行日ともに議案第90号の町議会議員と同様の改正であります。

次に、7ページをお開き願います。

議案第92号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。青森県人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告に基づく青森県職員の給与改定等に準じて、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに宿日直手当及び通勤手当の額を改めるため、所要の改正を行うものであります。

2の内容、第1条改正の①宿日直手当の支給限度額については、職員の限度額を4,400円から4,700円に、医師は2万1,000円から2万2,500円に、特殊な業務を主として行う場合は、7,400円から7,700円に改めるものであります。

②期末・勤勉手当の支給割合については、令和7年12月の期末手当の支給割合を0.025月、勤勉手当の支給割合を0.075月引き上げ、期末手当を1.275月分、勤勉手当を1.100月分とするものであります。

③給料表の改定では、給与月額について令和7年4月1日遡って、大卒程度の初任給を1万2,000円、高卒程度の初任給を1万2,200円引き上げるなど、全職員が支給を受けている給料表の号級について、所要の改定を行うものであります。

8ページをお開き願います。

第2条改正の①通勤手当の支給限度額等については、四輪自動車を運用する職員の距離区分の上限が80km以上から100km以上に引き上げられることに伴い、支給限度額を4万6,000円から6万6,200円に改めるとともに、四輪自動車以外を利用する職員の距離区分の上限40km以上の支給限度額を精査し、県の限度額2万3,700円に合わせるものであります。

また、駐車場の利用に対する通勤手当として月額上限5,000円を新設するものであります。

②期末・勤勉手当の支給割合については、令和8年6月と12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、期末手当は1.2625月分、勤勉手当は1.0625月分とそれぞれ同じ支給割合にするものであります。

施行日は、第1条改正は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用、第2条改正は、令和8年4月1日であります。

以上で、議案第90号から議案第92号までの議案3件の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第90号から議案第92号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。
議案第90号から議案第92号までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号

日程第8、陳情第1号「物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情」を議題とします。
本日までに受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、配布しました請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に審査を付託しましたのでご報告します。

◎散会の宣告

○議長(工藤正孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。
12月2日、午前10時から本会議を再開します。
本日はこれで散会します。

(午前10時31分)

令和7年12月2日（火曜日）

第135回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第135回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年12月2日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

2番 夏 堀 剛 充

1. 政権公約と町づくりの成果について
2. 緊急銃猟について

5番 松 本 啓 吾

1. 中山間地域の稲作維持について
2. 有害鳥獣対策について

1番 沼 畑 俊 吉

1. 町の読書に関する施策について

3番 小 橋 昭 裕

1. 職員の時間外勤務手当について
2. 学校給食費について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	5番	松 本 啓 吾 君
6番	久 保 利 樹 君	7番	坂 本 典 男 君
8番	滝 田 勉 君	9番	西 野 耕太郎 君
10番	山 田 賢 司 君	11番	八木田 憲 司 君
12番	中 館 文 雄 君	13番	工 藤 正 孝 君
14番	根 市 勲 君	15番	馬 場 又 彦 君
16番	川守田 稔 君		

欠席議員（1名）

4番 工藤 愛 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	佐々木 俊昭 君
総務課参事	西館 昌男 君	企画財政課長	菅谷 信也 君
交流推進課参事	下井田 耕一 君	税務課参事	松原 浩紀 君
住民生活課参事	夏堀 勝徳 君	福祉介護課長	戸室 正樹 君
健康子ども課長	夏坂 和徳 君	農林課長	高森 正博 君
商工観光課長	川村 一城 君	建設課長	石橋 一史 君
会計管理者	宮崎 典子 君	医療センター事務長	佐々木 朋治 君
市場次長	留目 俊孝 君	教育長	高橋 力也 君
学務課長	北上 隆広 君	社会教育課参事	柳久保 正弘 君
農業委員会事務局参事	野月 正治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	岩木 育子	総括主査	佐々木 慶
主査	松本 和香		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより、第135回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤正孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁、反問を合わせて60分以内とします。なお、反問の回数に制限はありません。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの及び反論は行わないようお願いいたします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

2番、夏堀剛充君の質問を許します。夏堀剛充君。

（2番 夏堀剛充君 登壇）

○2番（夏堀剛充君） おはようございます。

また皆様の前で一般質問という機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

質問の前に、11月19日に発表された青森県版街の幸福度ランキングで、南部町が去年の4位から2位となり、住み続けたい街ランキングでは、去年の2位をキープしております。特に注目したのは、街に誇りがあるランキングで4位になったことです。これは、ふるさとに誇りと勇気を持ってくださった町民の結果であり、皆様に感謝申し上げます。全ての世代が幸せを感じ、暮らしやすいまちづくりを目指してきた成果が評価され、大変うれしく思います。

それでは、質問に入ります。

1、政権公約と町づくりの成果について。

総合振興計画後半に入り、4年前に掲げたマニフェストについてお聞きします。

(1) 健康・医療・福祉・介護の充実

①医療センター、福祉介護課、健康こども課、町内介護・福祉施設の連携による包括ケアシステムの推進

②国際交流センターを活用した外国人介護人材の育成・確保

(2) 農・商・工業・観光の振興

①新規農業就業者への町単独助成事業

②ほ場整備の推進

③農業施設・資器材整備等に対する町単独・かさ上げ補助

④利子補給等小規模事業者支援対策の継続

(3) 行財政改革の推進

①町税コンビニ収納の実施

②町民が利用する既存施設の計画的改修、長寿命化

③コロナや災害など想定外にも対応できる財政基盤の確保

④ふるさと納税による財源の確保

(4) 教育・子育ての充実

①小中学校の統廃合、全校舎エアコン設置

②高校生までの医療費無料化

③子育て用品給付事業（ぴよすくーぼん）

④県立名久井農業高等学校への支援

(5) 生活環境の整備

①赤石地区県道バイパス道路の実現

②南部地区町営住宅の整備

③福地地区格安分譲団地の整備

④名川地区ほ場整備と合わせた幹線道路（夢の大橋構想、中・長期計画）

以上、着手・達成率についてお聞きいたします。

2つ目の質問ですが、緊急銃猟について。

今年の県内のツキノワグマ出没が前年の3.5倍、2,461件にのぼり、11月9日時点、死者数は出ていないものの人身被害発生は10件、負傷者数は10名でした。

9日の人身被害発生は、お隣三戸町川守田地区での負傷者は、南部町の住民です。南部町内でも出没情報や放送もされ、今後の対策が注目されています。

青森県では、11月25日に各市町村に対応マニュアル案を提供し、公務員が狩猟免許を持って行うガバメントハンターの導入、検討も報道され、今現在の検討や対策、スケジュール、猟友会ハンター会員数など、お聞きいたします。

以上、通告に従い質問いたします。

町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀議員にお答え申し上げます。

大きく分けて5項目、小項目に分けましては18項目ということで、順次答弁をいたしたいと思っております。

まず、健康・医療・福祉・介護の充実のうち、包括ケアシステムの推進についてであります。町では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、保健・医療・福祉の支援を切れ目なく提供する、地域包括ケアシステムの推進を図っており、健康こども課と福祉介護課との連携による高齢者のフレイル予防を行っております。

また、医療センターをはじめとする医療機関との連携による住民健診やがん検診、各種予防接種の実施、さらには地域包括支援センターでの地域ケア会議を通じた高齢者の個別課題の解決、医療センターの地域医療連携室における関係機関との情報共有を図りながら、患者の退院支援などに取り組んでいるところであります。

次に、医療健康センターの開設に伴い、入院されたご家族への相談などがワンストップでできる環境が整っておりますし、職員同士の連携も取りやすくなっておりますので、引き続き地域包括ケアシステムの充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、国際交流センターを活用した外国人介護人材の育成・確保についてであります。近年技能実習生等が増加傾向にあり、人口減少と少子高齢化に伴う担い手不足を補うため、町内の介護や農業をはじめとする様々な分野において外国人材の受入れが進んでおります。

町では、令和2年9月に南部町国際交流センターを開設し、令和4年度から介護留学生受入事業を実施しております。

外国人が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを目指すため、国際交流センターで日本語教室や国際交流イベントを行っております。

国際交流センターを利用した外国人の実績につきましては、令和5年度は延べ383人、令和6年度は延べ477人、令和7年度は、途中でありますけれども、延べ287人となっております。

次に、農・商・工業・観光の振興のうち、まず新規農業就業者への町単独助成事業についてであります。農業の担い手不足問題が深刻化しているなか、地域農業を担う新規農業者の育成を目的として、新規就農者支援事業補助金を交付しております。新規学卒就農者及び新規就農後継者には月額3万円、新規就農定住者には月額2万円を、それぞれ3年間交付しており、令和7年11月末現在、全体で53人、令和4年度以降につきましては、6人に交付しております。

次に、ほ場整備の推進についてであります。名川土地改良区第二工区は、令和6年度に完了しており、名川土地改良区第一工区につきましては、令和9年度の事業完了を予定し、本年度は揚水機場等の工事を施工しているところであります。

次に、農業施設・資器材整備等に対する町単独・かさ上げ補助についてであります。町単独補助につきましては、まず、担い手不足など労働力不足を補い、労力の軽減を目的とした、農業用機械や設備の導入に際し、スマート農業加速化支援事業費補助金を交付しており、実績につきましては、令和5年度は19件、2,278万6,000円、令和6年度は20件、1,742万円、令和7年度は12件、1,952万2,000円であります。

果樹に係る共同防除組織の果樹産地の生産体制を強化するため、スピードスプレーヤー更新時に、共同防除組織強化支援事業費補助金を交付しており、実績につきましては、令和4年度は1台、170万円、令和5年度は1台、250万円、令和6年度は1台、287万8,000円です。

強風等による果樹落果等被害の軽減を図るため、既設防風施設のネット張り替え費用の助成として、果樹防風網整備事業費補助金を交付しており、実績につきましては、令和4年度は2件、34万3,000円、令和5年度は3件、72万1,000円です。

また、本年度から新たに有害鳥獣による農作物への被害軽減を目的として、鳥獣被害防止電気柵設置事業費補助金を交付しており、令和7年11月末現在、8件、47万7,000円を交付しております。

また、三戸土地改良区に対し、沖通工区の農業用水路改修整備を目的として、令和4年度から令和6年度の各年度に20万円を交付しており、農業用水の適正な管理を行い、安定した農業

生産が図られております。

かき上げ補助につきましては、まず特産果樹の品質向上と生産性向上を図るため、雨よけハウス等の施設整備に対して、特産果樹産地育成・ブランド確立事業費補助金を交付しており、実績につきましては、令和4年度は6件、674万3,000円、令和5年度は2件、68万9,000円であります。

また、野菜・花きに係る生産力強化の推進と農業所得の向上を図るため、生産・出荷に使用する農業用機械・施設に対して、野菜等産地力強化支援事業費補助金を交付しており、実績につきましては、令和5年度は5件、242万1,000円、令和6年度は1件、149万2,000円であります。

また、農業団体が管理する農業用水利施設において、電気料金の価格高騰相当分に対する支援として、農業水利施設管理電力価格高騰緊急対策事業費補助金を交付しており、実績につきましては、令和5年度は2団体、67万円、令和6年度は3団体、同じく67万円であります。

次に、利子補給等小規模事業者支援対策の継続についてであります。町内小規模事業者が経営の安定を図るため、小規模事業者経営改善資金融資制度を活用して借り入れた資金に係る利子について助成しております。実績につきましては、令和4年度は71件、158万8,944円、令和5年度は57件、169万2,561円、令和6年度は53件、204万7,626円あります。

本事業は規定に基づき、今年度末での終了を予定しておりましたが、来年度以降の事業の継続につきまして、先般南部町商工会より事業継続の要望があったことを踏まえ、事業の継続について、今後、前向きに協議してまいります。

次に、行財政改革の推進のうち、まず町税コンビニ収納の実施についてであります。納税者が納付する際の利便性の向上等を目的として、令和4年度から個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の4つの税目について、全国の主要コンビニエンスストア17社で納付できる環境を整備したものであります。これまでの納付件数につきましては、令和4年度は全体の11.4%、1万1,284件、令和5年度は全体の13.6%、1万3,592件、令和6年度は全体の14.3%、1万3,779件となっており、利用率は年々増加しております。

次に、町民が利用する既存施設の計画的改修、長寿命化についてであります。町民が利用する公共施設のマネジメントは、将来世代に過度な負担を残さずに、持続可能な町民サービスを提供していく上で、極めて重要な施策であると認識しております。そのため、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、予防保全による長寿命化のほか、施設の統廃合や機能の複合化・集約化なども含めた、町全体の施設数の適正化を実施しております。

具体的な取組と成果の一部を申し上げますと、予防保全の観点から、令和5年度に実施した滝田研修館屋根外壁塗装工事や令和6年度に実施した東あかね集会所屋根外壁塗装工事では、建物の耐久性を向上させるとともに外観の回復に努めたものであります。また、令和5年度に実施したふれあい交流プラザ照明LED化工事は、館内照明をLED化したことで、光熱費の削減に寄与するものであります。

全ての施設の老朽化、集約化対策を一気に進めることは財政的にも困難であります。社会情勢の変化や新たな町民ニーズも踏まえながら、引き続き計画に基づく改修等を、優先順位をつけながら着実に実行してまいりたいと考えております。

次に、コロナや災害など想定外にも対応できる財政基盤の確保についてであります。コロナウイルス感染症や多種多様な災害時など、不測の事態に備え、財政的な安定性と迅速な対応を図るため、各種基金を設置しております。基金を積み立てるにあたり、費用の圧縮や多様な財源確保を進め、地方債の発行に関しては慎重に判断を行い、交付税算入率が高い地方債を中心に計画的に発行することで、町の負担額を可能な限り圧縮してまいりました。これらの取組を通じ、町村合併前の各種基金合計額は、3町村を合計して約17億円でしたが、令和6年度末時点では基金の総額を117億円まで積み立てており、不測の事態への備えを強化しております。今後もあらゆる状況に対処可能な財政基盤の確保に努めてまいります。先ほど申し上げました合併当初からちょうど20年、100億円のいわゆる基金、貯金をすることができたという状況になっております。

次に、ふるさと納税による財源の確保についてであります。ふるさと納税制度は、地方が自らの地域の魅力を発信して、都市部等から応援をいただき、地方創生を推進する、極めて重要な制度であると認識しております。町ではこの制度の趣旨を最大限に活かすべく、この貴重な財源を確保するため、当町が誇る農産物や特産品を活かした返礼品の掘り起こしと充実、積極的な情報発信と寄附窓口の拡大に取り組んでまいりました。その結果といたしまして、過去3年度分の寄附額は、令和4年度は3億8,500万円、令和5年度は4億3,100万円、令和6年度は4億4,700万円と着実に増加しております。なお、令和6年度につきましては、県内40市町村中、第5位、町村では第1位の実績となっております。

ふるさと納税によって確保した貴重な財源は、子育て支援や観光イベント、地域交流や地域振興の推進に関する事業など、町の喫緊の課題や重点施策に有効に活用させていただいております。今後もふるさと納税によって、町の魅力を全国に発信することで、寄附者という関係人口を増やし、さらなる財源確保に努めるとともに、町民の皆様の福祉向上に確実に還元してま

います。

次に、教育・子育ての充実のうち、まず、小中学校の統廃合、全校舎エアコン設置についてありますが、児童生徒数の減少を踏まえ、学校の活性化と教育の充実を図り、児童生徒のより良い教育環境を整えるため、令和5年4月に小学校8校を3校に、また中学校4校を3校に統廃合したところであります。統廃合から9か月が経過した令和6年1月に、児童生徒及びその保護者に対してアンケート調査を実施したところ、統合して良かったとの回答が児童生徒で92.6%、保護者も86.2%であり、小中学校の統廃合は概ね良好に推移していると認識しております。

また、小中学校の統廃合に合わせて、全ての小中学校の普通教室及び特別支援教室等にエアコンを設置し、夏季においても快適な学習環境を提供しているほか、ICT学習を充実させるため、本年度から2か年度の計画で電子黒板を配置し、視覚に訴えた授業展開により、児童生徒の学習意欲が高まり、学力の向上につながることを期待しているところであります。

次に、高校生までの医療費無料化についてありますが、子どもにかかる医療費の一部又は全部を給付する制度として、ゼロ歳から就学前までの子どもを対象にした乳幼児医療費助成、小学校に就学してから満18歳に到達する年度末までの子どもを対象にした子ども医療費助成、ひとり親家庭等の18歳以下の子どもを対象としたひとり親家庭等医療費助成の3事業で対応しております。乳幼児医療費助成とひとり親家庭等医療費助成につきましては、所得制限がありますが、町の単独事業である子ども医療費助成につきましては、令和5年度から所得制限を廃止して助成を行っております。

各事業の実績であります。乳幼児医療費助成につきましては、令和4年度は対象者数530人、給付額1,286万5,000円、令和5年度は対象者数506人、給付額1,543万7,000円、令和6年度は対象者数484人、給付額1,368万6,000円となっております。

子ども医療費助成につきましては、令和4年度は対象者数1,120人、給付額3,125万3,000円、令和5年度は対象者数1,221人、給付額3,970万6,000円、令和6年度は対象者数1,219人、給付額3,861万8,000円となっております。

また、ひとり親家庭等医療費助成につきましては、令和4年度は対象児童数302人、給付額696万4,000円、令和5年度は対象児童数318人、給付額925万9,000円、令和6年度は対象児童数282人、給付額893万7,000円となっております。

次に、子育て用品給付事業（びよすくーぼん）についてありますが、この事業は子育て家庭の経済的負担軽減及び育児環境の健全化を目的として、紙おむつ、粉ミルク等の子育て用品

と交換できる助成券「南部町ぴよすくーぼん」を給付するもので、実績につきましては、令和4年度は配布延べ人数2,600人、利用金額1,242万4,000円、令和5年度は配布延べ人数2,489人、利用金額1,224万9,000円、令和6年度は配布延べ人数2,322人、利用金額1,141万3,000円となっております。

次に、県立名久井農業高等学校への支援についてであります。同校が将来にわたり当町で存続できるよう、町を挙げて応援していくため、令和2年8月に青森県立名久井農業高等学校を応援する会を設立し、同校の存続署名活動を展開したところであり、同年11月には県教育委員会に対し、同校の地域における必要性を訴え存続を要望し、今日に至っているものであります。

また、令和4年3月には、当町が提出した県外生徒受け入れに係る支援計画により、同校の全国募集が決定され、令和5年度、初の全国募集生徒の入学を皮切りに、毎年、全国募集による生徒が集まり、現在では5人に上り、また、来年度も複数の入学生が見込まれており、同校の存続支援に寄与しているところであります。

このほか、令和5年度から同校に通学する他市町村からの生徒の保護者に対し、通学費などを支援するため、年額3万円の修学支援を、また今年度からは、有償による昼食の提供を実施しているところであり、農業を基幹産業とする当町や三八地域において、同校は欠かせない農業高校でありますので、引き続き必要な支援を展開し、同校を盛り立ててまいりたいと考えております。

なお、他市町村から名久井農高へ通学している場合は、年額3万円でございますが、町内から通学している方々に対しましては、5万円としているところであります。

次に、生活環境の整備のうち、まず赤石地区県道バイパス道路の実現についてであります。赤石地区を通る県道榎引上名久井三戸線の狭あいな区間をバイパス化するもので、県が事業主体となっており、令和6年度までに整備ルートの予備設計や土地等の権利者調査が終了し、令和7年度は補助事業の採択に向けた費用対効果の算出業務を実施しているところであり、事業着手に向けて着実に準備が進められている状況となっております。

町といたしましても、毎年度、町村会や北奥羽開発促進協議会を通じて、県に対して早期着手を要望しているところであります。

次に、南部地区町営住宅の整備についてであります。簡易耐火構造の牧野平住宅を除く、全ての木造住宅が耐用年数を超過しており、早期の実施が望まれております。

令和3年度に実施いたしました南部地区町営住宅候補地選定・基本計画策定業務におきまし

て、町有地、民有地を合わせて5地区を選定し、公共交通等の利便性などの地形的観点、遊休町有地の有効活用の観点、入居者の意向の観点から幅広く比較検討を行っております。候補地の選定につきましては、これまでもご説明申し上げておりますが、事業費抑制の観点から、町有地の活用を第一に考え、旧向小学校第2グラウンド及び旧向小学校跡地が最も望ましいとしておりますが、両候補地ともに現在は地域で活用されていることもあり、いまだ決定には至っておりません。これまで議員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、地域住民の皆様からもご意見を伺いながら、できるだけ早期に着手できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、福地地区格安分譲団地の整備についてであります。町への移住定住促進のため、統廃合により廃校となった旧杉沢中学校跡地を活用して整備を進めております。令和6年度に旧杉沢中学校の校舎を解体し、併せて宅地造成の測量設計業務を実施し、(仮称)第3あけぼの宅地分譲整備計画を策定しまして、令和7年度からは、宅地かさ上げの盛土や造成地からの排水の流末整備など、本格的な工事に着手したところであります。今後は、令和8年度に造成工事及び道路側溝整備工事を、令和9年度は水道整備工事、公園整備工事を順次進めまして、できる限り早い時期の先行予約の受付に向けて効果的な販売促進のためのPR施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、名川地区ほ場整備と合わせた幹線道路(夢の大橋構想の中・長期計画)についてであります。現在は災害対策における南部町「(仮称)命を守る希望の橋」バイパス道路に名称を改めまして、毎年度、国や県に対し事業概要の情報提供及び技術的支援を依頼するとともに、町村会を通じて県知事に重点事業として要望を行っており、今後も継続してまいります。現在、町では上名久井・高瀬地区バイパス道路整備として県営名川第一工区ほ場整備事業区域内の道路用地への盛土作業を行っており、今後も国の補助事業である社会資本整備総合交付金を活用しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

また、「(仮称)命を守る希望の橋」バイパス道路は、県道の代替道路として馬淵川と青い森鉄道を越え、国道4号へ通じる道路整備であり、事業費も大きく、相当な歳月を要することから、関係機関との協議を行いながら着実に進めてまいりたいと思います。

住みたい町、住み続けたいまちづくりを推し進めるため、重点施策を挙げ、厳しい財政状況ではありますが、ハード・ソフト面において様々な事業を実施してきたところであり、有益な成果を上げられたと認識しております。

次に、緊急銃猟についてであります。緊急銃猟とは危険鳥獣であるクマやイノシシが人の日常生活圏に侵入した場合等、一定の条件を満たしたとき、市町村長が銃器の使用による地域

住民の安全確保の措置を講じた上で、銃器を使用し当該鳥獣の捕獲駆除をすることでありませ

ず。
近年、クマやイノシシによる人の日常生活圏への出没が急増しており、人身被害件数が増えているところでもあります。これまでも住居集合地域等で銃器を使用した鳥獣の捕獲については危険が生じておりながらも、急を要する場合にのみ実施されてまいりましたが、特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマやイノシシについて、人の日常生活圏での銃猟を可能とする制度が令和7年9月1日から開始されたところでもあります。

緊急銃猟体制の構築には、マニュアル作成と訓練、安全確保計画、関係機関との連携、ハンターの確保と対価の明確化、財政的な支援が重要になります。緊急銃猟実施の可否判断、安全確保措置、捕獲方法、事後処理等について定めたマニュアルを作成後、関係機関である県、警察、消防、猟友会と連携し、安全確保、住民への周知等の役割と手段を確認する図上及び実地訓練を行い、住民の生命身体の安全を守る取組を講じてまいりたいと思います。

また、猟友会員の確保に向けた出動報酬や訓練費用の見直し、必要な資機材の購入、保険加入等についても取り組んでまいりたいと考えてございます。

この後、松本議員からも鳥獣被害について質問をいただいておりますので、私からは以上の答弁とさせていただきます。一つ農林課長から緊急銃猟のスケジュール、また猟友会の会員数等については、担当課長からこの後説明させたいと思いますので、よろしくお願

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（高森正博君） スケジュールと会員数についてご説明いたします。

スケジュールにつきましてですけれども、令和7年11月25日に県から緊急銃猟対応マニュアルのひな形が配付されました。南部町に対応したマニュアルを作成する準備を進めているところ

です。
対応体制の整備、対応者や役割人員など連絡体制の構築、捕獲者リストの作成、必要な資材・備品の確保、図上及び机上訓練を実施し、物損や人的被害が生じた場合に対応する保険等への加入等も進めながら、対応できる体制を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、猟友会の方の会員数についてでございますが、南部町支部の猟友会に所属している会員数は全部で43名でございます。内訳といたしましては、名川地区が17名、南部地区が13名、福地地区が13名でございます。この方々が所持している狩猟免許につきましては、わな

猟だけを持っている方が2名、第一種銃猟の免許を持っている方が25名、第一種銃猟プラスわな猟を持っている方が13名、第二種銃猟、こちらのほうは空気銃になりますけれども、持っている方が3名となっております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありますか。夏堀剛充君。

○2番（夏堀剛充君） 答弁、大変ありがとうございました。

再質問はございませんが、政権公約の達成率が自治体ランキングの街の幸福度や、住み続けたい街において、2位となった証だと思っております。

町長は、このまちづくりのテーマに最近「住んでみようか南部町、住んでよかった南部町」とフレーズにしておりますが、町内外の皆様が、次は南部町は何の施策をしてくれるのか大変注目しております。このフレーズに「何か気になる南部町」を加えて、さらに魅力あるまちづくりを発信してほしいですし、我々も提案してまいりますのでよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。終わります。

○議長（工藤正孝君） これで夏堀剛充君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（午前10時43分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時00分）

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

5番、松本啓吾君の質問を許します。5番、松本啓吾君。

（5番 松本啓吾君 登壇）

○5番（松本啓吾君） 第135回南部町議会定例会におきまして、質問の機会をいただきまして

誠にありがとうございます。

先ほど夏堀議員よりもありましたとおり、街の幸福度ランキング2025では、南部町は東北で3位、青森県では2位でした。街の住みこちランキングでは、青森県で昨年12位から今年は9位で、街に誇りがあるランキングでは4位、愛着があるランキングでは5位と、40市町村でどれも1桁に入る結果となりました。これは工藤町長のこれまでの施策を町民が良いと実感したとともに、継続的に実施されていることが皆さんに認識されている証拠だと私は思います。

自治体担当者の町の紹介では、地方で夢を実現したい、農業で田舎暮らしを実現したい方々への支援をはじめ、子育てしやすい環境の提供や支援の充実、全ての世代が幸せを感じ、暮らしやすいまちづくりを目標としているとありました。

町民の誰もが幸福を感じられる持続可能な南部町を目指し、以下の質問をいたします。

まず初めに、中山間地域の稲作維持について質問をいたします。

農林水産省が令和7年11月28日に発表した農林業センサスでは、2025年の青森県内の農業経営体は2万3,127経営体で、前回調査の2020年から約2割減少しています。高齢化や担い手不足の傾向が顕著に表れている一方、農地を集積化する動きの表れでもあります。

中山間地域の指定を受ける南部町において、平場では区画の大規模化、パイプライン化等をできますが、中山間地域では小区画不整形なほ場が多く、団地としてのまとまりも小さいです。畦畔は大きく、水路や農道は長く、管理の効率化も困難であります。

2020年農林業センサスで、農業地域類型別の稲作付面積割合では、山間地域は7.9%、中間地域では25.8%であり、この2つの地域を合わせた中山間地域は33.7%となり、中山間地域の米生産量は全国の3分の1ということになります。

農水省は、令和8年産の米生産目安として711万トンを示しました。711万トンという水準は令和7年産から見れば減産ですが、令和6年産に比べれば32万トンの増産であります。

この数字からも分かるとおり、中山間地域での農業、稲作は大事であります。現実、高齢化や担い手不足、またこれらの問題等により、環境保全隊等の組織継続が難しく、減少が進んでいます。

組織減少により、共同利用施設、農道、水路等の維持が困難となってきておりますが、今後の稲作維持対策の考えはありますでしょうか。

2つ目に、有害鳥獣対策についてご質問いたします。

全国で有害鳥獣の被害が出ている中、今年はクマによる被害が相次いでいます。政府においては、ガバメントハンターの人件費のほか、電気柵やクマスプレーといった資機材購入費な

ど、2分の1だった補助率を原則3分の2に引き上げ、実施済みの対策にも遡って補助し、支援を強化するとし、クマ被害対策として過去最大規模の予算を計上しています。

青森県においては、ハンターの育成、情報通信技術（ICT）を使ったわなの設置等を盛り込んだ総合対策パッケージを策定するとしています。

また、各地の自治体では、クマを駆除する猟友会のハンターに対し、報酬や手当を拡充したり、捕獲した際の報奨金を創設、また増額する動きが出てきています。

これらの動きから、南部町において以下の現状、また今後の対策についてお聞きします。

1つ目に、現在の猟友会への報酬や手当はどうなっておりますでしょうか。また、物価高騰が続く現在、今後の対応、期間限定も含め、考えはありますでしょうか。

2つ目に、現在の有害鳥獣駆除に対する報償金はどのようになっていますでしょうか。また、今後の対応、期間限定も含め、考えはありますでしょうか。

3つ目に、ガバメントハンター採用の考えはありますでしょうか。

質問は以上になります。答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本議員にお答え申し上げます。

まずは、稲作に必要な施設には取水施設、水路、農道等がありますが、主に農業農村整備事業、いわゆる土地改良事業により整備されたものがほとんどであり、受益者である方々が共同で維持管理をしていることと思っております。

中山間地域において、稲作を含めた農業生産活動等を継続するための活動を支援する事業の1つ目の対策といたしましては、中山間地域等直接支払制度があります。本年度から第6期対策が開始され、21ある地区の中山間組合が活動に際し、水路・農道管理の費用に充てることが可能でありますので、大いに活用していただきたいと思っております。

また、2つ目の対策といたしましては、受益面積が20ヘクタール以上の場合では、農業水路の長寿命化を図り、安定的な農業生産を維持するための農業水路等長寿命化・防災減災事業があります。

3つ目の対策といたしましては、事業費が200万円以上を対象として、機能の保持と耐久年数の確保のため定期的に必要な整備補修を行う、土地改良施設維持管理適正化事業を活用できる

場合もあると考えております。

なお、先ほど申し上げた事業を活用した場合には、受益者から事業負担を納めていただくこととなりますが、町といたしましても稲作を含めた農業生産活動を支援する整備事業を推進してまいります。

次に、有害鳥獣対策についてであります。まずは現在の猟友会への報酬や手当、期間限定も含めた今後の対応の考えについては、現在の状況は青森県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用した被害対策を実施しております。

実施隊員の報酬は1回8,000円、年6回掛ける47名分の225万6,000円を予算化しております。また、町からの要請に応じた日当として手当を1回8,000円、50回分の40万円を予算化しております。先ほど申し上げた報酬と手当の合計265万6,000円の範囲内で、町鳥獣被害対策協議会に補助金として交付する予定となっております。現段階では、報酬や手当の増額等の検討はいたしておりませんが、今後の状況次第によっては検討も必要と考えております。

次に、現在の有害鳥獣駆除に対する報奨金と、期間限定も含めた今後の考えについてありますが、青森県で行っている令和7年度イノシシ、ニホンジカ広域捕獲事業で捕獲された1頭に対し、それぞれ1万8,000円が交付されております。契約は単価契約となり、捕獲期間終了後の実績に応じて県から県猟友会に一括で支払うことになっております。

南部町では、捕獲駆除された有害鳥獣に対する報奨金を現在は支払っておりませんが、理由といたしましては捕獲頭数があまり多くないこと、クマの駆除については町が設置依頼したわなで捕獲されていること、個人やグループで銃器を使用した捕獲が皆無なことなどが挙げられます。

しかしながら、今年度は目撃や被害に加え、捕獲頭数も多くなっておりますので、駆除に対する報酬や手当、報奨金については、今後近隣の市町村や先進事例を参考にして検討してまいりたいと考えております。

最後に、ガバメントハンター採用の考えについてであります。ガバメントハンターとは特定の自治体に所属し、狩猟免許を持ち、クマを含む鳥獣被害対策を専門に行う職員のことを指すものであります。そのためには、まず、狩猟免許を取得し、さらには銃器の所持許可等を得て、自治体職員としての採用を目指す必要があります。

主な採用事例といたしましては、北海道岩見沢市、三笠市、沼田町、占冠村、長野県小諸市、兵庫県豊岡市などがあります。

また、その他の事例として、狩猟免許を取得した方を会計年度任用職員として採用している

自治体や猟友会の会員が非常勤特別職員としてクマ防除隊を組織し、被害対策に当たっている自治体もあります。

ガバメントハンターに限らず鳥獣被害対策を専門とする職員の採用については、広域的な視点や猟友会の負担軽減を図るため、どのような採用方法が最適なのか、今後検討してまいりたいと思います。

この、クマの出没がどのぐらい続いていくのか、毎年こういう状態になっていくのか、ここも見極めながら、ガバメントハンターになりますと、正規の職員となると、減ってきた場合にその職員を今度どういうふうな対応をするかということもありますので、現実的に考えてみますと再任用職員、そういう方で採用を考えていく、または地域おこし協力隊員、そういうもう既に免許を持っている、そういう方々が募集をかけたときに来てくれるのかどうか、様々な考えを出しながら、今の現状からいくと何かしら強化はしていかなければならないと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。松本啓吾君。

○5番（松本啓吾君） 答弁ありがとうございます。

有害鳥獣に関しましては、国、県を含めて今予算化して、来年に向けてこれから各行政体のほうに情報等来ると思っていますので、南部町の現状を把握し、それらを踏まえながら、やはり先ほど町長おっしゃったとおり、いろいろな駆除等を行う場合に猟友会というのが本当に大事な立ち位置になってくると思っていますので、いろいろな物価高がある部分で、補助金等うまく使いながら、継続的に皆さんの安心・安全が守れるような施策ができればと思っております。

また、中山間地域の稲作についてですけれども、おっしゃったとおり、今まで環境保全隊等でこちらの維持管理はしていますし、今現在も国等の補助金を使って維持はしております。私、以前も質問したんですけれども、やはりこの環境保全隊という国の補助金を使う組織自体がかなり減ってきている。高齢化、また提出する資料が結構難しく辞められるという中で、やはり中山間地域、特に山間部に近いところではそういった水路の、ちょっと欠けてしまったり、農道の通るところによって崩れたりという、維持が困難になってきているという声を多く聞きます。そういったところをうまく利活用、次の方にしていただくために、いい環境で維持していかないと遊休耕作地が増えるだけで、こういった有害鳥獣のすみかにもなりますし、アレチウリ等の繁殖の部分にもなってくると思っています。

どうしても、日本の国土は平地が少なく、農地の大規模化という生産性向上にはちょっと不向きな部分等もあり、中山間地域の農業、稲作は大事になってくると思っています。中山間地域では作物は自然環境に大きく左右されるほか、有害鳥獣による被害もあります。借りたい人がその農地をいい環境で借りられるよう、保持できるようにして、農園の大規模化を目指しつつも地域に根差した農業従事者に補助等を継続しつつ、農家への支援をしていただければと思います。これに対して何か、もしお考えがあればお願いしたいなと思います。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 松本議員から、国の対策も、支援も出てくるだろうということで、まさしく今、国のほうもクマ対策をどういうふうにしていけばいいのかという大きな課題になっております。全国的に、九州を除いてほとんど発生している、出沒しているということで、我々も国の予算がどういう予算内容で出てくるのか、そこをしっかりと注視しながら、有効に使えるものは国の補助を使いながら、当然町も持ち出しをしなければならないという部分も出てくると思いますので、そこは今までのようにできるだけ町の負担を少なくしながら有効な効果を上げるために、国、おそらく県の事業もあると思いますので、一体として考えて取り組んでいきたいと思っています。

あと、環境保全隊ですけれども、私もいろいろ聞いていまして、活動が少なくなっている、以前は条件が非常にいい事業でしたので皆さん喜んでいただいたんですけれども、今やはり高齢化してきているということを皆さんからお聞きします。ここをどういうふうにして継続していくようにしていけばいいのか、担当課と、また実際の保全隊の方々の、どういう部分が改善されればまだ続けていける意欲が出てくるのか、そういう部分に取り組んでいきたいと思っています。

非常に、南部町全体の環境を守るため、また鳥獣に関すれば住民が安心できる体制、これは非常に重要なことになってきておりますので、そこもしっかり、いろいろなご意見をいただきながら進んでまいりたいと思っています。

稲作のほうですけれども、クマに限らずイノシシの被害も聞きます。イノシシは穴を掘るものですから、それで1回掘られた場合にならすのに手間がかかると、こういうことも聞いておりますので、そういう部分も含めながら取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお

願います。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。

これで、松本啓吾君の質問を終わります。

1番、沼畑俊吉君の質問を許します。沼畑俊吉君。

（1番 沼畑俊吉君 登壇）

○1番（沼畑俊吉君） 本日も、最後まで感謝の気持ちを忘れずに質問をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

近年、生成AIが急速に進化を遂げ、2030年を待たずに人間の頭脳を超えるAIが到来するとも予想されております。

ホワイトカラーの仕事の効率化や人手不足を解消するロボット、自動運転トラックによる物流手段の発達など、デジタル社会の技術革新によって、働き方や暮らし方の大きな変容が予想されています。

そこには明るい希望が見える反面、私たちには急速な変化に対応する、人としての生きる力が一層試される時代が到来するのではないのでしょうか。

同様に、次の時代を担う子どもたちにとって、今まで以上に知識の習得だけではなく、自ら課題を見つけ、考え、行動する、社会が変化することに対応し得る生きる力の土台になる学ぶ力をつけることがより大切になってくると思われまます。

その力を育む一つの方法が読書ではないかと私は考えます。本を読むことで登場人物の心に触れ、歴史や文化を体験的に知り、未知の世界に想像を巡らすことで語彙力や読解力、想像力、共感力、そして論理的思考力が養われると言われております。まさに学びの基礎であり、心の栄養であり、将来を生き抜くための人間力の基礎を育むのが読書ではないのでしょうか。子どもがデジタル機器から手を離せず、ますます読書時間の確保が難しい昨今、南部町が引き続き豊かな町として急速な社会変化の時代を乗り越えていく上で、いま一度読書推進事業を点検し、改善し、読書に親しむ文化を町として積極的に育てていくことが重要ではないのでしょうか。

以上を踏まえ、通告どおりの質問を行います。

1つ目は、現状です。

①南部町社会教育、学校教育、子育て支援施策において読書推進の重要性をどう捉え、どの

ように行っているのでしょうか。

②町立図書館や学校図書室における図書の充実（施設、蔵書の数、対象年齢別）や利用状況（年齢別）をお知らせください。

③小中学生の読書時間の状況はどうなっていますでしょうか。

④小中学生の読書推進への取組はどうされていますでしょうか。

（2）として、読み聞かせの推進についてお聞かせください。

①読み聞かせ活動の実施状況、参加状況をお知らせ願います。

②実施においての課題をお聞かせください。

（3）として、今後の読書推進の拡大や充実をお考えでしょうか。

①今後はどのように具体的に取り組んでいかれるのでしょうか。

②提案として電子図書館の検討をされてはいかがでしょうか。

③本で育む町民文化条例を制定してはいかがでしょうか。

以上の質問に対し答弁を求めます。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。教育長。

（教育長 高橋力也君 登壇）

○教育長（高橋力也君） 沼畑俊吉議員にお答え申し上げます。

南部町社会教育、学校教育、子育て支援対策において、読書推進の重要性をどう捉え、どのように行っているのかについてであります。読書は、子どもの発達と学習全体に深く関わり、語彙力や読解力の向上、文章表現力や思考力の基礎が培われるほか、創造力の育成、人間性と社会性の涵養など、児童生徒が豊かな人生を送るための基盤を築く上で極めて重要であると捉えております。

町では、子どもから大人まで、全ての町民が自己啓発のための学習支援や文化的教養の向上、知識や情報の収集など、誰もが生涯を通して学び続けることができるよう読書環境の整備を推進しております。

次に、町立図書館や学校図書室における図書の充実（施設、蔵書の数、対象年齢別）や利用状況（年齢別）は、についてであります。図書の貸出等を行っている公共施設は、福地公民館並びに学校図書室を町民に開放している名川中学校図書室1階があります。

この2か所の図書室につきましては、学校や公民館の一部を利用していることから、独立し

た図書館に比べ、施設の広さや人的サービスの規模は小さくなっていますが、地域住民の生涯学習の推進及び文化振興の拠点として極めて重要な役割を担っていると考えております。

まず、福地公民館の蔵書数と利用状況であります。令和7年3月31日現在、蔵書数は7,073冊、利用状況につきましては貸出総数326冊、主に60代から70代の方への貸出を行っております。次に名川中学校図書室1階の状況であります。令和7年3月31日現在、蔵書数は2万9,172冊で、うち一般図書1万9,426冊、児童図書9,746冊となっております。利用状況につきましては貸出総数は1万2,515冊、利用者数は3,645人で、年齢別では、小学生205人、中学生53人、高校生18人、19歳以上が3,369人となっております。

また、図書貸出利用の有無に関わらず来室された方の人数は、令和4年度は5,554人、令和5年度は7,315人、令和6年度は7,321人であり、令和4年度から令和5年度は1,767人の増、令和5年度から令和6年度は6人の増と、コロナ禍を経て増加傾向となっております。

これは、幅広い分野・年齢層・住民ニーズに対応した蔵書構成に配慮し、充実したサービスの提供に努めてきたことが実を結んでいるものと考えます。

次に、小中学校の蔵書数についてであります。蔵書数は小学校では1万6,692冊、中学校では7,711冊であり、令和5年度に町出身の篤志家により創設された児童生徒みらい基金の活用により、学校図書費の予算額を倍増し、学校図書の充実に努めております。

学校図書室の利用状況についてであります。前年度における児童生徒への学校図書貸出総数は、小学校では8,525冊、中学校では875冊となっております。

次に、小中学生の読書時間と読書推進への取組についてであります。小中学校では朝自習などの時間を活用し、10分から20分程度の読書時間を設定しており、また、年間の読書冊数や長期休業中の読書冊数の目標を設定しているほか、国語の授業とのタイアップや学校放送での新刊紹介、図書委員会による読書の呼びかけなど、それぞれの学校で独自の読書推進に取り組んでおります。

また、読書習慣の形成と学習意欲の向上につながることに期待し、小学校3校において、町内の読み聞かせグループ3団体による読み聞かせを開催しております。

次に、読み聞かせ活動の実施状況、参加状況、実施における課題についてであります。町では町内の読み聞かせグループのご協力をいただき、平成28年度から乳児健康相談及び4歳児健康相談を利用し、読み聞かせの楽しさを伝える場を対象者の皆様に提供しております。8か月から10か月の乳児を対象とした乳児健康相談時には親子に対し、また4歳8か月から4歳10か月の幼児を対象とした4歳児健康相談時には、幼児に対して読み聞かせを実施してござ

す。

令和6年度の実績としましては、年4回実施する乳児健康相談では、対象者68人中60人が参加し、同じく年4回実施する4歳児健康相談では対象者80人中79人が参加されております。

また、子どもの読書への関心を高める取組として、新生児訪問の際、1人に2冊の絵本をプレゼントしているブックスタート事業を令和3年度から実施しているほか、乳幼児期からの家庭における読書活動に対する意識啓発を図るため、青森県教育委員会が発行している啓発小冊子を乳児健康相談時に配布しております。

その他、0歳児から2歳児を対象としたびよすく一ぼんの対象用品に、知育関連用品として幼児向け本・絵本を指定するなど、読書施策に取り組んでおります。

また、名川中学校図書室1階において、読み聞かせグループにより、絵本や紙芝居などの読み聞かせ会を開催し、令和6年度は親子あわせて106人が参加されております。

実施における課題ではありますが、読み聞かせを行う人員増加の必要性が挙げられます。読み聞かせ活動は、子どものコミュニケーション能力の向上に寄与するとともに、地域とのつながりづくりの場として有効であると考えられますので、様々な世代の多くの方々の参加に期待しているところであります。

また、名川中学校図書室1階で開催する読み聞かせ会への参加者は、幼児から小学校低学年が多い傾向にあり、健康相談に合わせた取組により、効果が出ているものと考えておりますが、小学校高学年や中高生といった幅広い年齢層の関心を惹きつけるようなコンテンツや機会の提供が、必要であると考えております。

読み聞かせ活動は、子どもたちの言語能力及び想像力の向上に資する共に、多様な世代間の交流促進、図書室利用のきっかけとなるものと認識しているところであります。今後とも関係各課並びに読み聞かせグループとの連携を強化し、乳幼児期からの家庭での読み聞かせの浸透をさらに深めるとともに、読み聞かせの大切さについて周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後はどのように取り組んでいくかについてではありますが、小中学生の読書推進を図るためには、学校の取組だけではなく、保護者への学校便りなどを通じて、家庭での読み聞かせや読書の重要性を伝えることをはじめ、読み聞かせボランティアの皆様と連携した読み聞かせや本のあらすじを伝えるブックトークの実施など、学校、家庭、地域が連携した取組を行うことが重要であると認識しております。

また、町内小中学校全体の図書を把握する司書等を配置することにより、学校において購入

する図書に関する教職員へのアドバイスや学校間での図書の貸し借りを容易にするなど、新たな読書環境の仕組みづくりを構築し、児童生徒が様々な本に出会い、読書の楽しさを味わえるような取組も必要ではないかと考えております。

次に、電子図書館の検討をしてはどうかについてであります。電子図書館は場所や時間に縛られずにいつでもどこでも好きなときに電子書籍の検索・貸出・返却・閲覧ができるサービスとして、導入する自治体等が増加しており、県内では青森県立図書館、三沢市、おいらせ町に続き、11月1日からは、八戸市での運用が開始されたところであります。

電子図書館の設置は、町民へのサービスの向上及び様々な情報の収集を図る観点から、有効であると認識しておりますが、導入並びに運用に係る経費等の課題を慎重に検討する必要があると考えております。現在の紙による図書の充実も図りつつ、電子書籍での蔵書の確保や、安定的なサービスの提供に向けた持続的な財源の確保など、多くの課題はありますが、今後も最新の情報収集に努めながら、町民の皆様が親しまれる図書室の運営をしてみたいと考えております。

本で育む町民文化条例を制定してはどうかについてであります。青森県では社会教育行政の重点において、学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成のなかで、施策として子どもの読書活動の充実を掲げ、青森県こども読書活動推進計画により、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進を基本方針として取組を推進しております。

また、町社会教育行政におきましても、多様な学習機会の拡充の中で、子どもの読書活動の推進を重点として設定し、ご説明申し上げました様々な事業を展開しております。現在のところ、町における本で育む町民文化条例制定の予定はありませんが、県及び町社会教育行政の重点に基づき、今後も情勢の変化や国・県・町の現状等を踏まえ、読書の重要性を認識していただくことができるよう、さらには、社会教育、学校教育、子育て支援での連携を図り、子どもから大人まで読書に親しみを持てる意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 教育長さんから読書に対する南部町の確かな重要性の認識、そして今されている着実な、様々きめ細かい取組、大変、自分も担当課に打合せしながら、図書館を見

学しながら、南部町はしっかり読書を大事にしている町だなと感じて、今日の答弁においても非常に前向きで、もっと推進したいという意向を感じました。

本当に、事業に取り組んでいる皆さんには敬意を表しながら、読書だけではないですけども、一つの事業として取り組んでいただきたいなど、まず感想を述べさせていただきたいと思います。

3つの観点から再質問をさせていただきます。

先ほど、ご答弁の中に子育て支援先として、ぴよすく一ぼんの中に本が購入できますよという仕組みになっていると。大変いい事業で素晴らしいなと思いましたが、実際、ぴよすく一ぼんは町内の事業者に限定されていますけれども、本を扱う事業者はどのくらいいるのか。コンビニ等も入っていましたけれども、実際、本は取扱い対象として使われている実績があるのかなど。ちょっと疑問点がありましたので、どうなっているかをお聞かせください。

また、もしあまり本の購入に使われていないのであれば、改善する意向があるのかどうかをお聞かせください。

2点目として、先ほどご答弁ありました、県の子ども読書活動推進計画、県では、細かく不読率の低減とか、基本方針がある計画があり、第五次の計画が進められていると伺っております。南部町も策定をしているんですけれども、策定状況をもう少し教えていただけたらと思います。

3つ目に、電子図書館ですけども、非常に、導入における費用面での課題、運用面での費用面での課題がかかるというので、ちゅうちょされるころだと思えます。ただ、やっぱり子どもへの投資、生涯教育としての投資、効果はお金に換えられないのではないかなと考えております。南部町の図書館の規模は小さいんですけども、電子図書館の規模もそんなに何万冊ではなくて、対象年齢を絞ったり、費用面で工夫されながら、費用対効果を見極めながら、膨らませて、諦めないで導入を図っていただきたいと考えております。

以上、3点においてご所見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） ただいまの1点目の再質問についてお答え申し上げます。

ぴよすく一ぼんの取扱事業者がどれほどいるかということですけども、ぴよすく一ぼん自体の取扱店は全部で20店舗ほどになりますが、その中で子ども向けの本とか、絵本等の知育関

連用品を扱っている実績を見ますと、今年度は2社ほどとなっております。

また、町内には残念ながら本屋さんがない状況となっておりますが、もっと活用していただけるように、町内に事業所を置いてあります本を扱う事業者の掘り起こしを検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 社会教育課長。

○社会教育課参事（柳久保正弘君） それでは、私からこども読書活動推進計画と電子図書に関するご質問にお答え申し上げます。

まず、こども読書活動推進計画でございますが、町では平成25年3月に南部町こども読書活動推進計画を策定しております。このこども読書活動推進計画では、基本方針を3つ掲げております。

1つ目は家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進、2つ目は子どもの読書活動に関する理解と関心を高める、3つ目は子どもが読書に親しむ機会の提供を基本方針とし、子ども及び町民の読書活動推進のための方策や施設設備等の充実、体制整備などを計画に盛り込んでおります。また、県の計画見直しに倣い、町事業を推進しております。

次に、電子図書に関するご質問であります。町ではこども読書活動推進計画を基に、読み聞かせ等の事業を推進してまいりましたが、近年の情報化社会によるデジタル機器の発達、進歩に合わせた取組も必要と感じているところであります。

現在、町で所有する図書全てを電子図書にする場合、予算としまして1億円以上が必要となりますので、議員おっしゃるとおり、段階的な導入も視野に入れ、八戸圏域町村の動向を見ながら、段階的な導入について今後研究してまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 最後の再質問になりますが、ぴよすく一ぽんについて、先ほど本屋さんの取扱いがないと言われて、改善策を考えたいというご答弁だったと思いますが、例えばぴよすく一ぽんに500円分の図書券をつけるとか、そういったことも考えてはどうかと思います。

が、ほかにも様々、子育て支援の中で本が子どもに、手に取るようになればいいなと思いました。

特に、先ほどの答弁の中で印象的だったのは、読み聞かせの参加率が非常に高い、これは非常に南部町の強みではないかなと。そこで、さらに膨らみを持たせるニーズがあるならば、ぴよすく一ぼんに本の図書券を入れて、より魅力的なものになるのではないかなと思いますが、最後提案なんですけれども、もしご所見があればお聞かせください。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） ぴよすく一ぼんの考え、一つは地域経済も盛り上げていただきたいということで、地元で買える、そういうことにしているわけですが、ゼロ歳から2歳児は、おむつ、ミルク、どなたも使うんですよ。そうすると、仮にぴよすく一ぼんで本も購入していいですよとなった場合に、紙おむつとミルクは結局自分のお金で、別なほうで買うわけです。そういう観点からすると、少し検討はさせていただきますけれども、それと併せてまず読書の大切さ、こういう部分をしっかりと、これは学校もそうですけれども、まず親だと思っんです。今の子どもたちは携帯でゲームを見ている。その1割でも読書に時間を取ってもらえれば、これはまた違って来るんじゃないかなと思っていますので、加えることはできないわけじゃないですけれども、実際に地元で買うところがないという部分で、どれだけ該当させても、さっきも実績が出ていたように、そこは自分で買ってもらって、間違いなくおむつとミルクは絶対買うわけですので、そういう部分に活用していただければということと、地元にお金がちゃんと、経済的に活用されるようにということからも考えたことでもありますので。一応、意見としてお聞きをして、ほかにもそういうのがあるのかという部分は考えてはいきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（工藤正孝君） これで沼畑俊吉君の質問を終わります。

一般質問者の、4番、工藤愛君が本日欠席いたしましたので、次に3番、小橋昭裕君の質問でございますが、時間の関係上、続けてよろしいですか。

（「休憩を入れる」声あり）

○議長（工藤正孝君） 1時半まで休憩いたします。

(午前11時52分)

○議長（工藤正孝君） 休憩を解き、会議を開きます。

(午後1時30分)

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

3番、小橋昭裕君の質問を許します。小橋昭裕君。

(3番 小橋昭裕君 登壇)

○3番（小橋昭裕君） それでは、一般質問をします。

まず初めに、皆さんもご存じのとおり私は以前職員でした。職員ということもあるためか、なぜか町民から私に届く声は、結構私が質問するには微妙な質問もありますけれども、一応町民から聞かれたことですので、今回もその1つぐらいは入っていると思うんですけども、一応声ですので、答弁いただければと思っております。

それでは、今定例会に通告しておりました次の件について質問いたします。

まず初めに、職員の時間外勤務手当についてですが、職員の時間外勤務手当については前回9月定例会でも質問をしました。しかし、私としては、違反を認めて今後の対応を答弁いただけておりましたが、残念ながらそのような答弁にはなりませんので、もう一度、職員の時間外勤務手当について質問いたします。

まず、1つ目の質問ですが、職員の時間外勤務について9月定例会で質問しましたが、報道された記事の中に、行財政改革の一環としてとありました。行財政改革が必要であるならば、トップに立つ者として、まずは自分の報酬をカットした上で、条例に違反することなく職員の協力を得るべきではなかったかと私は思いますが、町長は自分は報酬を全額もらうが職員は手当をもらうのを我慢しろという考えなのでしょうか。町長の見解を伺います。

次に、2つ目の質問ですが、同じく報道された記事の中に、県などの第三者からの指摘があるのであれば、何らかの形で改めることは当然必要になるとありました。南部町は、自ら定めた条例に違反しているのに自ら改めることができない、第三者からの指摘がなければ改めることができない町なのでしょうか。町長の見解を伺います。

次に、3つ目の質問ですが、南部町の時間外勤務手当の取扱いを受け、県から関係法令や条例に沿った職員の勤務制度の運用を求める通知が出され、県では市町村の適正な制度運用に向けて必要な助言を行うということですが、この通知を受け、町はこれまでの条例違反に対し、また、今後においてどのような対応をするのか伺います。

次に、4つ目の質問ですが、職員の給与や勤務条件については、地方公務員法及び労働基準法に基づき、町の条例に定められておりますが、今回の違反について労働基準法では違反した者は6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処すると規定されておりますが、このことについて町長の見解を伺います。

次に、2つ目、学校給食費についてですが、以前、町の給食について町民の方と話す機会があり、南部町の給食はおいしいと評判であること、また現在は県が給食費無償化を行っていますが、南部町が以前から先駆けて無償化を実施してきたことを評価しておりました。

そんな話の中で、町長が行事等で学校を訪れた際、子どもたちと一緒に給食を食べた場合の給食費は支払っているのかというのを聞かれましたので、先般、町長の給食費について開示請求をしたところ納付済通知書がないということでしたので、今回質問させていただくことにしました。

質問ですが、学校給食において、がんばる丼やレクラークを提供した際など、町長は学校訪問し、児童生徒と一緒に給食を食べているようですが、このとき町長が食べた給食の給食費を支払っていないことについて、町長の見解を伺います。

以上、答弁を求めます。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、平成18年1月1日、旧3町村の合併は少子高齢化などの人口減少や、多様化・高度化する住民ニーズ、そして何より非常に厳しい財政状況に対応するため、その手段として行われましたことは、議員各位をはじめ町民の皆様もご認識されているものと考えております。

そして職員の時間外勤務手当については、9月定例会の答弁の繰り返しとなりますけれども、合併時から財政面を考慮し、予算の範囲内で支給しており、予算を超える部分について

は、職員の健康管理の面を考慮し、休暇に振り替える運用を継続してきたことを申し上げたところであります。財政面を考慮しとは、すなわち行財政改革・行財政基盤の強化といった合併による目的や効果をさらに推し進めるための方策でありました。他県では、厳しい財政状況により職員の基本給を減額している例もありますが、本町職員の基本給については、合併当時から削減していないことは、議員各位もご認識のとおりであります。

そして、自分は給料を全額もらうが職員には我慢してもらうということに対しましては、決してそのような考えではなかったと、まずは、その部分を強く否定しておきます。

職員と私の給与の面で申し上げますと、職員は一部を除き、毎年定期昇給されていること及び県人事委員会の勧告に伴う県職員に準じ、給料月額が改定されてきておりますが、一方で私、議員もそうでございますけれども、給料は合併時に制定された特別職の給与に関する条例により決定され、議員各位の議員報酬と同じく、これまで20年間、現在の物価高騰においても一度も改定されず据え置かれている状況にあり、こうした面においても、先ほど申し上げた行財政改革・行財政基盤の強化に資するものであると考えているところであります。

なお、当然ながら私たちは勤務時間という概念がありませんので、夜間や休日返上で執務を行うにしても、全く時間外勤務手当というものが無いということもご理解いただいているものと思っております。

次に、南部町は自ら定めた条例に違反しているのに自ら改めることができない、第三者からの指摘がなければ改めることができない町なのか、という点でございますが、令和6年12月に議員全員協議会で報告いたしました後期高齢者医療保険料の還付誤りや、令和7年3月臨時会で損害賠償の額を定め和解することについてご報告いたしました個人情報漏えい事案など、事案の発生が判明した都度、改めるべきところは改めてきているところであります。

次に、県の通知を受け、町はこれまでの条例違反に対し、また、今後において、どのような対応をするのか伺うてありますが、県から助言を受けたことにより、令和7年10月1日からは週休日を1日や4時間での振替とすることや、時間外勤務手当を適切に支給するなど、取扱いを再確認して対応しております。なお、手当を代休に振り替え、消化している職員もおりますので、町としては統一的な運用を図りたいと考えており、手当の支給に関し、遡及しての対応は考えてございません。

次に、労働基準法では、違反した者は6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処すると規定されるが、町長の見解を伺うてございませけれども、一般論といたしましては、労働基準法に違反しているときは、労働基準監督署による違反の調査や是正勧告等の段階を踏んで、それ

でもなお、是正されない場合には罰則が科されるものと理解しておりますが、当町は県の助言等も踏まえ自ら改善していることから、罰則を科されることはないものと認識してございます。

次に、学校を訪問し、児童生徒と給食を共にした際の給食費についてであります。学校給食センター設置条例第6条には「学校給食法に定める目標及び教育長が必要と認める事業を達成するため、必要な事業を行う」と規定されております。

毎年6月に実施している特別給食のがんばる丼は、「児童生徒に勉強や運動をはじめとする学校生活全てに頑張ってもらいたい」との願いを込め、また、同月下旬のジュノハートの提供は、児童生徒に当町が産地であることを理解させ、郷土愛の醸成を目的に実施しており、12月に実施する合格間違い梨は、中学校3年生へ向け「志望校合格に向けて勉学に励み、本格化する受験シーズンを乗り切ってもらいたい」との想いを込めて実施しているものであります。

これらの事業実施に伴う私と教育長の給食費については、私たちが学校を訪れ、児童生徒と給食を共にすることは「児童生徒への激励や郷土愛の醸成を図る」という目的を果たすために必要な手段であり、事業の一環として必要な経費であることから、費用の納入を要しないと解しているところでございます。

先般、敬老会がありました。議員も出席しておりましたけれども、途中で退席をしてお弁当はお持ち帰りになったというのは見ておりました。そういうふうに高齢者の方々を激励する、その意味合いと我々も同じ意味合いでありまして、事業の一環の中の経費ということで、これは敬老会のときにも議員の皆さんもお弁当を提供したというのと全く同じでありますので、そのとき議員さんはお弁当を払っていったかということになるわけですが、そういったものと内容的には同じだと考えております。

○議長（工藤正孝君） 再質問ありませんか。小橋昭裕君。

○3番（小橋昭裕君） まず、職員の時間外勤務手当についてですけれども、遡及は考えていないということでしたので、再質問で一応聞こうと思っていたんですが、確認のために、今後も特に今の時点では遡及して払うということは考えていないということでしょうかという確認と、あと給食費ですけれども、別に町長がお金を払っていないから悪いとか、払ったからいいとか、そういう問題じゃなくて、実はこの方と話したときに、教育委員の方が学校訪問した際、給食を食べたことがあったみたいで、その話で、教育委員が訪問した際に食べ

たときは給食費を払ったという話をお聞きしました。人から聞いた話なので、本当かどうかちょっと分からないですけれども。もしそういうのであれば、せっかくおいしい給食で結構評判なんです、三戸郡で。なので、そういう教育委員の方たちもそういう機会に給食を食べていただきたいということで、その方たちも一緒に無料で食べさせてあげたらいいんじゃないかという、給食費については提案だけさせていただきたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、時間外の件でございますけれども、県からの助言を受け対応を検討した結果、既に休んだ職員もあり、統一的な運用から外れ不公平な扱いとなるため、遡及しての支給はしないということにいたしました。

しかしながら、不公平感の解消も含めた対応について、遡及して支給するほかの自治体での事例を少し調査させていただいて、検討してまいりたいと考えております。

また、給食費でございますが、教育委員の皆さんが食べたというのは私もちょっと把握しておりませんので、もし教育長のほうであれば答弁をいたしますけれども、まずは子どもたちを激励すると、そういう中において町の特産品に関しても理解をしてもらおう、私は、これはもう事業の一環であると考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それでは、教育委員の皆様によります学校訪問について、現状等をご説明したいと思います。

教育委員による学校訪問は、午前と午後それぞれ別の学校を訪れ、学校の経営方針でありますとか教育課程の実施状況などを学校から説明を受け、教育委員による所見を含めて学校教職員と意見交換をする場でございます。

教育委員の給食に関しましては、午後の学校訪問に当たり時間的な効率を図るために、午前の訪問校で給食を食しているものでございまして、これは給食によらずとも、外注する弁当に置き換えても何ら支障がございませんので、教育委員の皆様には、費用のご負担をいただいているところでございます。教育委員の皆様は、事業の一環とは言い難いという判断をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問ありませんか。

これで小橋昭裕君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、12月3日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時47分）

令和7年12月3日（水曜日）

第135回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第135回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年12月3日（水）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の追加指名
- 第 2 報告第 15号 専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 第 3 議案第 93号 南部町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 94号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 95号 南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第 96号 工事請負契約の締結について（南部浄化センター水処理機械設備増設工事）
- 第 7 議案第 97号 財産の無償貸付について（チェリーこども園）
- 第 8 議案第 98号 財産の無償貸付について（なんぶこども園）
- 第 9 議案第 99号 財産の無償貸付について（福地こども園）
- 第 10 議案第100号 財産の無償貸付について（あかね幼稚園）
- 第 11 議案第101号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 12 議案第102号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 13 議案第103号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 第 14 議案第104号 令和7年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第 15 議案第105号 令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 16 議案第106号 令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 17 議案第107号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 18 議案第108号 令和7年度南部町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 19 議案第109号 令和7年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）

第 20 常任委員会報告

第 21 委員会の閉会中の継続調査の件

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 議案第110号 南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	5番	松 本 啓 吾 君
6番	久 保 利 樹 君	7番	坂 本 典 男 君
8番	滝 田 勉 君	9番	西 野 耕太郎 君
10番	山 田 賢 司 君	11番	八木田 憲 司 君
12番	中 館 文 雄 君	13番	工 藤 正 孝 君
14番	根 市 勲 君	15番	馬 場 又 彦 君
16番	川守田 稔 君		

欠席議員（1名）

4番 工 藤 愛 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総務課参事	西 館 昌 男 君	企画財政課長	菅 谷 信 也 君
交流推進課参事	下井田 耕 一 君	税務課参事	松 原 浩 紀 君
住民生活課参事	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	高 森 正 博 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 長	石 橋 一 史 君
会 計 管 理 者	宮 崎 典 子 君	医療センター事務長	佐々木 朋 治 君

市場次長	留目俊孝君	教育長	高橋力也君
学務課長	北上隆広君	社会教育課参事	柳久保正弘君
農業委員会事務局参事	野月正治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩木育子	総括主査	佐々木慶
主査	松本和香		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第135回南部町議会定例会を再開します。
本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

会議録署名議員でありました4番工藤愛君が欠席しましたのでこの際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（異議なしと認めます。）

○議長（工藤正孝君） よってこの際、会議録署名議員の追加指名を日程に追加することに決定しました。

会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番松本啓吾君を指名します。

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（工藤正孝君） 日程第2、報告第15号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（石橋一史君） おはようございます。

説明資料の4ページをお開き願います。

報告第15号「専決処分した事項の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）」
ご説明いたします。

1の要旨でございますが、町道における物損事故の損害賠償の額を定め、和解することについて、専決処分したものを、地方自治法の規定により報告するものです。

2の内容でございますが、発生日時は令和7年5月12日午後7時15分頃、発生場所は大字苫米地字奥ノ沢11番地1地先の1級町道天魔平線です。

相手方は、新郷村在住の女性です。

過失の割合は、相手方の損害の100%を負担するもので、損害賠償金は9,900円。

示談日は令和7年9月12日です。

事故の内容は、相手方の車両が町道走行中、道路の穴に落下し、助手席側の前輪タイヤ1本が破損したものです。

なお、損害賠償につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で対応しております。

以上で報告第15号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで報告第15号を終わります。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第3、議案第93号「南部町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） 説明資料の9ページをお開き願います。

議案第93号「南部町職員等旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

趣旨であります。職員等の旅費及び費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとする等のため、青森県の旅費条例の改正に倣い、条例の改正を行うものであります。

2の内容、第1条改正は、旅費に関する条例の一部改正で、(1)交通費の支給では、鉄道賃、レンタカー代、タクシー代等の移動にかかる費用に加え、切符等の手配手数料や駐車場料金等の付随する費用についても実費額を支給するほか、自家用車を使用した際の車賃については、規則において1kmにつき25円の定額支給を規定するものであります。

(2)宿泊費等の支給では、定額支給から上限付き実費支給に変更し、その額は、規則において都道府県ごとの区分に応じた上限額として、青森県と同額を規定する他、包括宿泊費として交通費とセットになった宿泊パック旅行の利用を可能とします。

また、宿泊手当として、食事などの掛かり増し費用等に充てるため、規則において、1泊につき2,400円の定額支給を規定し、食卓料及び旅行雑費を廃止するものであります。

(3)その他であります。①では、条例名を「南部町職員等旅費に関する条例」から、「南部町職員等の旅費に関する条例」に改めることを、②では、旅行命令権者が認める場合は、自宅からの出張を可能とすることを、③では、旅行代理店等の旅行役務提供者への旅費の支払いを可能とすることなどを規定するものであります。

10ページをお開き願います。

2行目、第2条改正から、下段、第6条改正までは、主に、各条例において規定する旅費及び費用弁償の支給にあたり、旅費条例を引用している条項を改めるほか、第2条改正の南部町固定資産評価審査委員会条例では、審査の申出に伴う口頭審理を行う際に、出席及び証言を求めた関係者に対する費用弁償の支給条項を削除し、第4条改正の南部町各委員会等において出頭を求めた者に対する実費弁償支給条例に規定することを、さらに、その第4条改正では、対象となる出頭人を明示するとともに、日当として1日につき5,300円の定額を支給することを新たに規定するなど、所要の改正を行うものであります。

施行日は令和8年4月1日です。

以上で議案第93号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第4、議案第94号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長(夏坂和徳君) 説明資料の11ページをお開き願います。

議案第94号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

1の趣旨でございますが、内閣府令による「特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、同基準に従って規定している条例について所要の改正を行うものです。

2の改正内容でございますが、第1条改正では、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、1点目、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴い、引用箇所を改正するもの。2点目、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の職員が行ってはならない行為を加えるものとなってございます。

参考までに行ってはならない行為の認定こども園法第27条の2第1項の漢数字一から三までの内容となってございます。

続きまして、第2条改正は、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となっております。

1点目は、職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴い、引用箇所を改正するもの。2点目は、乳幼児の健康診査が行われた場合であって、それが利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができるもの。3つ目は保育所等の各施設に置かなければならないこととされております保育士につきまして、地域限定保育士も保育士とみなすことができるものとなってございます。

第3条改正は、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となっており、こちらも1点目は、放課後児童支援員の資格要件である保育士につきまして、地域限定保育士も保育士とみなすことができるもの。2点目職員による虐待に関する通報義務等の創設に伴い、引用箇所を改正するものとなってございます。

施行日は公布の日です。

議案第94号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第5、議案第95号「南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 説明資料の13ページをお開き願います。

議案第95号「南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

1の趣旨でございますが、乳児等通園支援事業が創設され、全国展開されることによる児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を、内閣府令で定める基準に基づき定めるものでございます。

2の内容でございますが、事業を実施するにあたって必要な設備及び運営に関する基準を定めるもので、安全計画の策定、虐待等の防止、衛生管理、運営規程、施設の面積、防火設備、職員の配置基準等について定めているものでございます。

参考までに乳児等通園支援事業について載せてありますけれども、生後6か月から満3歳未満で、保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるものとなっており、令和8年4月1日より全市町村で実施するものでございます。

3の施行日は公布の日です。

議案第95号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。
議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第6、議案第96号「工事請負契約の締結について(南部浄化センター水処理機械設備増設工事)」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(石橋一史君) 説明資料の14ページをお開き願います。

議案第96号「工事請負契約の締結について(南部浄化センター水処理機械設備増設工事について)」ご説明いたします。

工事名は、南部浄化センター水処理機械設備増設工事、工事場所は、南部町大字沖田面地内、契約の相手方は、宮城県仙台市青葉区上杉五丁目3番36号、株式会社西原環境東北営業所、所長、武井一悦、請負代金は6億2,700万円、落札率は99.58%です。

条件付一般競争入札で行われ、入札業者等は15ページの入開札一覧表のとおりです。

工事の内容でございますが、公共下水道、南部処理区の処理場である南部浄化センターの嫌気槽と呼ばれる水処理設備からろ材が流出し、配管やポンプの詰まりを引き起こしているため、建屋内に新たに1系統の水処理設備を増設するもので、第1嫌気槽処理装置1基、第2嫌気槽処理

装置1基、好気槽設備2基、その他附帯設備一式であります。

令和7年度から令和8年度までの2か年の継続工事としており、工期は、町が本契約を成立させる旨の意思表示をした日から令和9年3月19日までです。

以上で議案第96号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号から議案第100号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

日程第7、議案第97号「財産の無償貸付について（チェリーこども園）」、日程第8、議案第98号「財産の無償貸付について（なんぶこども園）」、日程第9、議案第99号「財産の無償貸付について（福地こども園）」、日程第10、議案第100号「財産の無償貸付について（あかね幼稚園）」議案4件を、会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第97号から議案第100号までの議案4件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 説明資料の16ページをお開き願います。

議案第97号「財産の無償貸付について（チェリーこども園）」についてご説明いたします。

趣旨でございますが、平成28年度から実施しております、特定教育・保育事業の民営化により、事業を移管した法人に対する、チェリーこども園の土地及び建物等の無償貸付期間が終了することから、継続して5年間の無償貸付を行うことについて、地方自治の規定により議会の議決を求めるものです。

2の内容でございますが、（1）の無償貸付をする財産は、掲載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。（2）の無償貸付の相手方は、五戸町狐森北11番地1、社会福祉法人未萌会、理事長、村田学風、（3）無償貸付の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております、現在と同じ法人となっております。

続きまして、説明資料の18ページをお開き願います。

議案第98号「財産の無償貸付について（なんぶこども園）」についてご説明いたします。

趣旨でございますが、先ほどの議案第97号と同様ですので省略させていただきます。

2の内容ですけれども、こちらの（1）の無償貸付をする財産につきましては、掲載のとおりですので、説明は省略させていただきます。（2）の無償貸付の相手方、こちらは先ほどと同じですが、五戸町狐森北11番地1、社会福祉法人未萌会、理事長、村田学風、（3）無償貸付の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

続きまして、説明資料の20ページをお開き願います。

議案第99号「財産の無償貸付について（福地こども園）」について、ご説明いたします。

趣旨でございますが、こちらは福地こども園の土地及び建物の無償貸付期間が終了することから、先ほどと同じく継続して5年間の無償貸付を行うことについて議会の議決を求めるものです。

2の内容でございますが、（1）の無償貸付をする財産は掲載のとおりですので、省略させていただきます。（2）の無償貸付の相手方ですが、八戸市大字鮫町字安川目8番地1、社会福祉法人青い海の会、理事長、木村鶴恵、（3）無償貸付の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

続きまして説明資料の22ページをお開き願います。

議案第100号「財産の無償貸付について（あかね幼稚園）」についてご説明いたします。

趣旨は先ほどまでと同じく、こちらはあかね幼稚園に対する無償貸付の期間を終了することから、継続して5年間の無償貸付を行うもので、議会の議決を求めるものです。

2の内容でございしますが、（1）の無償貸付をする財産は掲載のとおりですので説明は省略させていただきます。2の（2）の無償貸付の相手方は、南部町大字下名久井字宗前17番地7、学校法人高渕学園、理事長、川守田良修、（3）無償貸付の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

なお、契約更新につきましては、南部町子ども・子育て会議の第1回会議で、現事業者との契約更新について諮問させていただき、第2回会議では運営状況の報告書の確認をするとともに、今後の教育保育の方針や関係者評価、苦情処理、保護者対応についてのプレゼンテーションを実施いたしまして、その結果を踏まえ、継続しての契約更新について、適切であるとの答申をいただいておりますことを申し添えます。

説明は以上になります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第97号から議案第100号までの議案4件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第97号から議案第100号までの議案4件は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第101号から議案第102号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

日程第11、議案第101号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について」、日程第12、議案第102号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について」の議案2件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。議案第101号から議案第102号までの議案2件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課参事（西館昌男君） 説明資料の24ページをお開き願います。

議案第101号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について」と25ページをお願いします。議案第102号「青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を併せて説明いたします。

趣旨であります、いずれも、構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、地方自治法の規定に基づき、組合を組織する団体の数の減少及び組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

協議する内容であります、いずれも黒石地区清掃施設組合を組合同約の別表から削除するものであります。

施行日は、令和8年4月1日です。

以上で議案第101号及び議案第102号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第101号から議案第102号までの議案2件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第101号から議案第102号までの議案2件は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第13、議案第103号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅谷信也君） お手元に議案書をご用意いたします。

議案書の125ページをお開き願います。

議案第103号「令和7年度南部町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に1億4,032万5,000円を追加し、予算総額を134億3,744万6,000円とするものでございます。

130ページをお開き願います。

上段の第2表、繰越明許費は、旧向保育所解体事業における設計におきまして、アスベスト等

環境対策の工程が必要となったことから、工期を延長し、事業費3,282万4,000円を繰り越しするものでございます。

中段の第3表、債務負担行為補正の1つ目、公用車管理業務は、公用車の車検や修理、運転日誌等のデジタル化など、公用車の管理に係る業務を包括的に委託するもので、期間を令和7年度から令和10年度まで、限度額8,850万円として債務負担行為を設定するものです。

2つ目の統合型・公開型GIS導入業務は、庁内情報の地理空間情報をデジタル化、共有化し、そのデータの一部をインターネット上に地図情報として公開する、統合型・公開型GISを導入する業務について委託するもので、期間を令和7年度から8年度まで、限度額を4,500万円として債務負担行為を設定するものです。

下段の第4表、地方債補正は旧向保育所解体事業において、事業工程の追加により、事業費が増額となったことから、学童保育施設整備事業債の限度額に1,150万円を追加し、限度額を3,330万円とするものです。

次に、140、141ページをお開き願います。歳出の主なものからご説明いたします。

2段目、2款総務費、1項総務管理費の2行目、2目文書広報費は、チラシ等の毎戸配布を削減するため、広報なんぶちょうにチラシ等を掲載したことによるページ数の増加による印刷製本費の増額分として、70万円を追加するものです。

4行目、6目企画費の10節需用費は、町村合併20周年記念式典の看板作成などに係る経費として、33万2,000円を計上するものです。

5行目、7目地方創生推進費の18節負担金補助及び交付金は、派遣人員の増加に伴う、特定地域づくり事業協同組合「人材サポートなんぶ」に対する補助金として、13万3,000円を追加し、財源として国庫補助金の特定地域づくり事業推進交付金を6万6,000円充当します。

6行目、11目情報化推進費は、N T T及び東北電力からの電柱撤去による光ケーブル移設の依頼に伴う移設工事の経費といたしまして、29万9,000円を追加するものでございます。

7行目、12目諸費は、11月14日に贈呈式を行いました、株式会社グッドワン様からの交通指導車両1台の寄附を受けたことから、今年度における車両購入を予定していた経費254万8,000円を減額するものです。

144、145ページをお開き願います。

2段目の3款民生費1項社会福祉費の4行目、8目介護保険事業費の18節負担金補助及び交付金は、町内にあるグループホームひだまりの里の新築移転に対する補助金として4,150万円を計上し、財源として県補助金の地域密着型サービス提供施設整備事業補助金を同額の4,150万円充

当するものです。

これはグループホームを運営する社会福祉法人が要望していた県補助金の内示に伴い、県から交付を受ける補助金を町補助金として支出するものでございます。

146、147ページをお開き願います。

上段の2行目、2目保育所費の12節委託料と19節扶助費及び3行目、3目学童保育費の12節委託料は、国が示す事業単価の増額に伴う事業費の増額分といたしまして、それぞれ、273万4,000円、2,968万8,000円、250万8,000円を追加し、財源として、2目保育所費に国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金2,334万4,000円、国庫補助金の子ども・子育て支援交付金91万1,000円、県負担金の子どものための教育・保育給付費等県負担金449万9,000円、県補助金の保育料軽減事業補助金86万9,000円、地域子ども・子育て支援事業費補助金91万1,000円を充当し、3目学童保育費に、国庫補助金の子ども・子育て支援交付金83万6,000円、県補助金の地域子ども・子育て支援事業費補助金83万6,000円を充当するものでございます。

3行目、3目学童保育費の14節工事請負費は、旧向保育所解体工事におけるアスベスト等環境対策の工程が必要となったことから、1,217万4,000円を追加し、財源として町債の学童保育施設整備事業債を1,150万円充当するものでございます。

148、149ページをお開き願います。

中段、6款農林水産業費1項農業費の1行目、1目農業委員会費の12節委託料は、自治体システム標準化移行のスケジュール変更により、農地台帳システムにおける標準準拠システム連携対応を繰り延べすることから、110万円を減額するものです。

下段、7款商工費1項商工費の2行目、3目観光施設費は、ふくちアリーナ検討委員会の開催に係る経費といたしまして、46万2,000円を計上するものです。

150、151ページをお開き願います。

3段目、9款消防費1項消防費の1行目、2目非常備消防費は、大正時代に制作され、昭和24年頃まで使用されていた、腕用ポンプ2台を、町内2か所に展示・保管するための保管庫を設置する工事費として、550万円を計上し、財源として、基金繰入金の公共施設整備基金繰入金を同額の550万円充当するものです。

152、153ページをお開き願います。

1段目、10款2項小学校費の1目学校管理費は、福地小学校と福地こども園の境界部の枝払いを行う経費として33万円を計上するものです。

2段目、3項中学校費の1目学校管理費は、福地中学校の給食コンテナ搬入口や学校内道路の

段差修繕、南部中学校のボイラーファンモーターやフェンスの修繕など中学校の修繕費用として、224万4,000円を追加するものです。

4段目、5項保健体育費の2行目、2目保健体育施設費は、名川B&G海洋センターにおける熱中症リスク回避のためのエアコンを設置する工事に係る設計業務委託料として184万円を計上するものです。

歳出につきましては、ただいま説明したもののほか、過年度分の福祉関係事業費精算に伴う返還金の計上、職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費による調整のほか、特別会計の補正に伴う繰出金の調整などを行っております。

ページを戻りまして、134、135ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。

1段目、10款地方交付税1項地方交付税の1目地方交付税は、本年度における普通交付税の交付額が確定したことから、予算計上済みとの差額分2億1,696万6,000円を追加するものでございます。

136、137ページをお開き願います。

2段目、18款繰入金2項基金繰入金の3行目、4目地域振興基金繰入金は、前年度のふるさと納税寄附金から、本年度の繰入金として予算に計上済みとの差額分4,814万円を追加するものです。

3段目、20款5項雑入の3目雑入は、青森県核燃料物質等取扱税交付金の交付額の確定により、257万3,000円を減額。令和6年度後期高齢者医療療養給付費負担金の精算による返還金を1,435万6,000円計上。8月19日から21日までの大雨による全国町村災害対策費用保険給付金を55万7,000円それぞれ計上するものでございます。

歳入のうち、特定財源として充当されるものについては、歳出でそれぞれ説明したとおりでございますが、本補正予算の歳入歳出の差額を調整する財源といたしまして、18款繰入金2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金に2億2,793万9,000円を繰り戻して対応するものでございます。

以上で議案第103号の説明とさせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（山田賢司君） ページ数は130ページ、債務負担行為補正の公用車管理業務であります。3年間で8,800万ということで、予算取りを3年間の契約をするというふうな趣旨だと思っております。この管理ですが、車両1台当たりどの程度の管理料が発生しているのか、お聞きしたいと思えます。

○総務課参事（西館昌男君） お答え申し上げます。車両1台当たりでございますけれども、新しい車から古い車までそれぞれ保有してございますけれども、月額7,000円から5万円の範囲ということで、平均しますと月1台当たり2万5,000円の管理経費を見込んでございます。

以上でございます。

○10番（山田賢司君） 庁舎建設のときに、一つの庁舎になると車両も減らすことができるのではないかとということで、いろいろやってきたわけですが、この予算であれば、3年間何もせず、同数の車両でいくつというふうな捉え方もできるわけですし、ちょっと創意工夫がないんじゃないのかなと、できればレンタカーを使用するとか、そういうものの中で、やはり財政的にもちょっと減額していてもいいのではないかなというふうに思われるわけで、私なんでこう言うかという、3年間ということは、3年間何もしないですよと、そういう考え方にもなるわけですよ。車両を減らさずそのままいく予算立てであると、もし世の中3年経てば、今変わりが早いのでどうということが起きるかもわからないし、この管理にしても、来年違う業者がもう少し安くできるという考え方もできるわけですよ。そういう中で、やはり総務課内でもそういう工夫というか、そういう違う案も考えながら、やはり車両管理をしていくべきではないかなと思うわけで、その辺を少し考慮しながら、もう少し中身について精査してみてもどうですかねと私は思っております。

よろしく願いいたします。

○総務課参事（西館昌男君） 先ほど3年間そのまま金額が継続するのではないかと、ご質問でございましたけれども、この業務委託の主たる目的の一つに、保有台数の最適化を図るための車両のDX化によるデータの収集というものがござります。要するに稼働が少ない車両がもしあれば、こことこの車両が少ないのでこれは減らしてもいいのではないかなというような、そうしたデータ収集を行いながら、車両台数を削減し、最適化を図るということも一つ業務委託の目的でござりますので、先ほど1台当たりの経費を申し上げます。仮に1台減らすとなると平均

ではございますけれども、年間30万円の減額がかなうものでございます。それをどんどん進めていきまして、車両台数の最適化を図りながら、本当に必要な台数を保有するというような形で進めていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第103号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第103号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第14、議案第104号「令和7年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それでは、議案書の159ページをお開き願います。

議案第104号「令和7年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に43万6,000円を追加し、予算の総額を1億8,643万

6,000円とするものでございます。

それでは補正予算の内容につきまして、歳出からご説明申し上げますので、議案書の168、169ページをお開き願います。

1款1項1目給食管理費でございますが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、給食センター配置職員の給料及び手当の人件費、合わせて22万6,000円の増額でございます。

続きまして、2目給食費の10節需用費でございますが、地元以外の県産品を学校給食に1品プラスする「食を通じたこどもまんなか事業」を活用した賄い材料費21万円の増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

ページをお戻りいただきまして、166、167ページをお開き願います。

2款1項1目1節の一般会計繰入金22万6,000円は、歳出の人件費増額分として、また、5款1項1目1節の事業費補助金21万円は、地元以外の県産品を1品学校給食に追加する補助事業が採択となったものでございまして、補助率は10分の10でございます。

以上で議案第104号「令和7年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第104号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第15、議案第105号「令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の171ページをお開き願います。

議案第105号「令和7年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ161万6,000円を追加し、予算の総額を22億2,365万2,000円とするものでございます。

補正の内容であります。初めに歳出からご説明いたします。

180、181ページをお開き願います。

上段の1款1項1目の一般管理費及び下段の4款3項1目の施設管理費は、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費それぞれ49万6,000円と95万8,000円の増額、また、1款1項1目一般管理費に、特別調整交付金の算定業務委託料の10万7,000円を増額するものでございます。

2段目の2款2項2目の高額介護合算療養費は、支給見込額の増により、5万5,000円増額するものでございます。

3段目、4款1項1目の特定健康診査等事業費は、財源更正を行うものです。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。

ページ戻っていただいて、178、179ページをお開き願います。

上段の3款1項1目の保険給付費等交付金の1節普通交付金につきましては、歳出、高額介護合算療養費の支給見込に伴い、5万5,000円の増額、2節特別交付金につきましては、保険者努力支援制度の取組評価に対する交付金額の決定、及び特定健診・保健指導負担金の実績見込により、それぞれ218万6,000円と100万1,000円の減額、また、先ほど歳出で説明いたしました特別調整交付金の10万7,000円の増額、合わせて308万円を減額するものでございます。

中段の5款1項1目の一般会計繰入金につきましては、歳出の人件費の増額に伴う事務費繰入

金を49万6,000円増額し、下段の5款2項1目の財政調整基金を歳出総額に合わせて、414万5,000円増額するものでございます。

議案第105号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第105号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第105号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第16、議案第106号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 議案書の185ページをお開き願います。

議案第106号「令和7年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の予算総額に209万7,000円を追加し、予算の総額を28億6,672万9,000円とす

るものでございます。

196、197ページをお開き願います。

初めに歳出についてご説明いたします。

上段の1款から次のページになりますが、3款3項7目までは、全て南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、人件費を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、192、193ページにお戻り願います。

上段の3款から次のページになりますが、7款3項までは、歳出でご説明いたしました人件費の財源として、国や県、町などの各負担割合に応じた補正を行うものでございます。

議案第106号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第106号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第106号は原案のとおり可決されました。

○議長（工藤正孝君） ここで11時10分まで休憩します。

（午前10時53分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第17号、議案第107号「令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の201ページをお開き願います。

議案第107号「令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ214万8,000円を追加し、予算の総額を3億211万2,000円とするものでございます。

補正内容であります。初めに歳出からご説明いたします。

210、211ページをお開き願います。

1款1項1目の一般管理費及び4款1項1目の保健事業費は、南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費、それぞれ20万円と19万9,000円の増額、また、1款1項1目の一般管理費に後期高齢者医療システムの改修業務委託料の174万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

ページ戻っていただきまして、208、209ページをお開き願います。

3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、歳出の人件費の増額及び後期高齢者医療システム改修業務に伴い、事務費繰入金を214万8,000円増額させていただくものでございます。

議案第107号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第107号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第18、議案第108号「令和7年度南部町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(石橋一史君) 議案書の213ページをお開き願います。

議案第108号「令和7年度南部町下水道事業会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動や南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費のほか、燃料費や水道料、委託料の予算の組み替えを行うもので、収益的支出及び資本的支出ともに総額に変更はございません。

第2条は、予算第3条に定めております収益的支出の予算の組み替えを行うもので、1款公共下水道事業費用は41万円を減額し、予定額を1億2,457万9,000円に、2款特定環境保全公共下水道事業費用は、105万4,000円を増額し、予定額を3,094万3,000円に、3款農業集落排水事業費用は64万4,000円を減額し、予定額を2億4,993万4,000円とするものでございます。

また、第3条は予算第4条に定めております資本的支出の予算の組み替えを行うもので、1款公共下水道事業費用は24万9,000円を増額し、予定額を3億13万9,000円に、2款特定環境保全公共下水道事業費用は24万9,000円を減額し、予定額を3億2,926万2,000円とするものでございます。

215ページをお開き願います。

令和7年度南部町下水道事業会計補正予算明細書についてご説明申し上げます。

収益的支出の下水道事業費用、1款公共下水道事業費用は、処理場の薬品費や管理業務委託料など合わせて41万円を減額、2款特定環境保全公共下水道事業費用は、あかね処理場の試験用の水道料や汚泥移送の委託料など105万4,000円を増額、3款農業集落排水事業費用は、人事異動及び給与改正に伴い、給料や手当など64万4,000円を減額するものでございます。

次の216ページをお開き願います。

資本的支出の下水道事業資本的支出、1款公共下水道事業費用は、人事異動及び給与改正に伴い、給料や手当など24万9,000円を増額するもの。2款特定環境保全公共下水道事業費用は、人事異動及び給与改正に伴い、手当を24万9,000円減額するものでございます。

議案第108号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第108号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第108号は原案のとおり可決されました。

.....
◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第19、議案第109号「令和7年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。市場次長。

○市場次長（留目俊孝君） 議案書の217ページをお開き願います。

議案第109号「令和7年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に2億1,400万円を追加し、予算総額を30億3,635万1,000円とするものでございます。

続いて、226、227ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

1款受託費（事業勘定）1項受託費の1目受託販売代金は、販売額増に対応し、2億円を追加するものでございます。

下段の表、2款市場費（業務勘定）1項市場管理費の2目一般管理費は1,400万円を追加しております。

右の表、2節と3節の人件費は、人事異動及び南部町職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものでございます。

3段目、7節報償費は、受託販売代金の増に伴うもので、奨励金に51万1,000円を追加しております。

4段目、24節積立金は、予算差額分を調整したもので、1,687万9,000円の増額になっております。

続いて、224、225ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

1款事業収入（事業勘定）1項受託金1目受託販売収入は、歳出の受託販売代金と同額の2億円を追加しております。

下段の表、2款事業収入（事業勘定）2項手数料1目受託販売手数料は、受託販売収入の手数料7%に当たる1,400万円を追加するものでございます。

議案第109号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第109号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。
議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長(工藤正孝君) 日程第20、「常任委員会報告」を議題とします。
本件はお手元に配布しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありました。
説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。
質疑は終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(工藤正孝君) 日程第21「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。
本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により各常任委員

長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長(工藤正孝君) お諮りします。

本日、町長から議案第110号「南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任について」の議案1件が追加提案されました。

この際会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第110号の議案1件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程はお手元に配布のとおりです。

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長(工藤正孝君) 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは本日追加提案いたしました議案1件につきましてご説明申し上げます。

議案第110号「南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任について」であります
が、令和7年12月24日をもって任期満了となります、管理会委員6名の選任について、議会の同
意を求めるものであります。

委員として選任する方は、まずは再任の方であります、住所、南部町大字下名久井字●●●
番地●、氏名、工藤忠治氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字下名久井字●●
●番地、氏名、高森隆源氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字下名久井字●●
●●番地●、氏名、根市良典氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、南部町大字下名久井字
●●●番地●、氏名、松村純一氏、昭和●年●月●日生まれの4名であり、新任の方は住所、南
部町大字下名久井字●●●●番地、氏名、梅内敏之氏、昭和●年●月●日生まれ。同じく住所、
南部町大字下名久井字●●●●●番地、氏名、佐藤慶氏、昭和●年●月●日生まれの2名であり
ます。

就任をお願いする方々は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、
選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお任期につきましては、令和7年12月25日から令和11年12月24日までの4年間です。

以上、追加提案の説明といたしますので慎重審議の上、何卒ご議決ご同意賜りますようよろし
くお願い申し上げます。

○議長（工藤正孝君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

追加日程第2、議案第110号「南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任につい
て」を議題とします。

本案については会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第110号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。
議案第110号は原案のとおり同意されました。

◎閉会の宣告

○議長(工藤正孝君) 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。
ここで閉会に当たり、町長から発言の申出がございましたので、これを許します。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 第135回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、11月28日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございました。

追加提案いたしました人事案件も含め、全ての案件につきまして、慎重審議をいただき、ご議決、ご同意を賜りましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

審議の中で、議員各位からいただきました、様々なご意見や貴重なご提言につきましては、今後の事業推進にしっかりと役立ててまいりたいと思っております。

さて、私も間もなく4年間の任期の満了を迎えることとなります。

ここで、在任中を振り返り私の町政運営の総括を申し述べさせていただきたいと存じます。

令和4年1月に行われました、前回の町長選挙に際しまして、私は「町民のため、常に挑戦、さらなる前進。」を選挙公約に掲げ、議員各位並びに町民の皆様から心温まる励ましとご支援をいただき、5期目の町政運営の重責を担わせていただくこととなりました。

その選挙公約では、健康・医療・福祉・介護の充実、農・商・工業・観光の振興、教育・子育ての充実、生活環境の整備、行財政改革の推進という、5つの大きな柱を掲げるとともに、特に力を注ぐべき政策として、小中学校の統廃合、福地地区に新たな分譲団地の整備、コミュニティバスの全町民無料化による高齢者に優しいまちづくり、新型コロナウイルス対策を掲げ、重点的に取り組むことをお約束したところであります。

この4年間、まずは「小中学校の統廃合」では、令和5年4月に小学校3校、中学校3校の新しい体制を整え、全校へのエアコンを設置することで、児童生徒のより良い教育環境を構築できました。

また、子ども医療費や学校給食費の無償化、子育て用品助成券の交付、高校生の修学支援金、大学生を持つ親等への支援金、修学資金の貸付け、小・中学生の修学旅行費用の無償化、小学生のランドセルや中学生・高校生の制服等の購入費用を補助する「入学支援金事業」に加えて、今年度は0歳から2歳までの保育料の無償化を開始したことにより、0歳から大学を卒業するまで、切れ目のないさらに手厚い支援を可能としたところであります。

次に、「福地地区に新たな分譲団地の整備」では、チェリータウン桜場に次ぐ、子育て世帯向けの格安な特別宅地分譲の仮称第3あけぼの宅地分譲整備計画を策定し、今年度は造成工事を進めているところであります。安価な分譲価格の設定に加えて、子育てに優しい町・南部町の各種支援との相乗効果により、若者世代の定住につなげることを期待するものであります。

次に、「コミュニティバスの全町民無料化による高齢者に優しいまちづくり」では、地域交通網を維持することが必要と考え、特に交通弱者といわれる高齢者も使いやすいものとするために、地域連携ICカード「ハチカ」を利用することで、全町民を対象にちえりバスの利用について、無料化を実現することができました。

次に、「新型コロナウイルス対策」では、未知のウイルスに対する町民の皆様への不安を解消するとともに、当町の社会経済に与える影響を見極め、町民の皆様へいち早く、安心をお届けしたく、議員各位のご理解をいただきながら、「今困っている人を、今すぐ支援する」という思いのもと、町独自の経済対策事業を展開してまいりました。

国民健康保険税の特別減税、大学生等を持つ親等への支援金及びふるさと南部からのエール便、特別プレミアム商品券事業及び町民生活支援商品券交付事業など、様々な、その時々に対応した

支援をお届けしてまいりました。

加えて、新型コロナウイルス感染症の沈静化後に発生した、原油価格及び物価高騰に対応すべく、商工業事業者販売促進事業補助金、農業経費高騰緊急対策支援給付金、非課税・均等割課税世帯等給付金及び高齢者支援商品券の交付など、支援の拡充を図ったところであります。

そして、新型コロナウイルス感染症自体にも対応するよう、ワクチン接種を希望する町民の皆様が接種できるよう、継続して体制を確保しております。

以上のように、私が、公約に掲げた事業を、順調に実施できましたことは、議員各位並びに町民の皆様のご理解と、絶大なるご支援、ご協力の賜であると、改めて感謝申し上げる次第であります。

私は、第132回定例会におきまして、年明けの町長選挙に、立候補することを表明させていただきました。

改めて「初心忘るべからず」の精神のもと、常にキャッチボール対話を大切に、町民の皆様の笑顔があふれるまちづくりに、誠心誠意取り組ませていただきたいと考えております。

私たちの南部町は「街の幸福度」自治体ランキングにおいて、県内第2位、東北では第11位から第3位に、「住み続けたい街」自治体ランキングでは県内第2位、東北では第13位から第9位に、さらに「街の住みこちランキング」で、県内第12位から第9位になるなど、すべてが1桁となりました。議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力のおかげで、より良いまちに成長し続けておりますが、まだまだ重要課題も残されております。

引き続き、中学校の統廃合、福地地区における特別宅地分譲、県道櫛引・上名久井・三戸線の赤石工区におけるバイパス道路の早期着工、完成に取り組ませていただくほか、町民の皆様から安全安心を実感いただくための、馬淵川整備の早期完成、そして（仮称）命を守る希望の橋の実現など、これらの課題一つひとつの解決に向けて、「常に町民のために」を念頭に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご指導・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

「南部町に住んでみたい」、「南部町に住み続けたい」、「南部町に住んでよかった」、「やっぱり何か気になる南部町」と思っただけのよう、重ねて誠心誠意まちづくりに取り組んでまいります。

来る令和8年が、南部町と町民の皆様にとって、より良き年となりますよう祈念いたしまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（工藤正孝君）　ここで、閉会にあたり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、11月28日から本日までの6日間、条例の制定や令和7年度各会計補正予算などについて、熱心に審議を賜り、多岐にわたる議案の成立がなされましたことを、議長として厚くお礼申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして、深く感謝を申し上げます。

議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら、今後の施策に反映されますことを強く要望する次第であります。

議会といたしましても、町民の皆様の平穏な日常生活と活力ある地域経済を取り戻せるよう、町当局と連携を図りながら全力で取り組んで参ります。

今年も残り少なくなりましたが、皆様におかれましては、健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（工藤正孝君）　これをもちまして第135回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時36分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工藤正孝

署名議員 小橋昭裕

署名議員 工藤愛

署名議員 松本啓吾